

JA HYOGO MIRAI

DISCLOSURE

2026

兵庫みらい農業協同組合
ディスクロージャー誌 2026

ディスクロージャー誌は、下記の URL もしくは QR コードからご覧いただけます。

<https://www.hyogomirai.com/hyogomirai/disclosure/>



目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和7年度）	2
5. 協同活動ハイライト（令和7年度）	5
6. 農業振興活動	9
7. 地域貢献情報	9
8. リスク管理の状況	11
9. 自己資本の状況	13
10. 主な事業の内容	14
【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	21
2. 機構図	22
3. 組合員数	23
4. 組合員組織の状況	23
5. 地区一覧	24
6. 役員構成（役員一覧）	25
7. 職員数	25
8. 事務所の名称及び所在地	26
9. 特定信用事業代理業者の状況	27
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	28
2. 損益計算書	30
3. 注記表	32
4. 剰余金処分計算書	46
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	47
6. 部門別損益計算書	48
7. 会計監査人の監査	48
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	49
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	50
III 事業の概況	
1. 信用事業	51
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	

(2) 貸出金等に関する指標

- ① 科目別貸出金平均残高
- ② 貸出金の金利条件別内訳残高
- ③ 貸出金の担保別内訳残高
- ④ 債務保証見返額の担保別内訳残高
- ⑤ 貸出金の使途別内訳残高
- ⑥ 貸出金の業種別残高
- ⑦ 主要な農業関係の貸出金残高
- ⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
- ⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況
- ⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- ⑪ 貸出金償却の額

(3) 内国為替取扱実績

(4) 有価証券に関する指標

- ① 種類別有価証券平均残高
- ② 商品有価証券種類別平均残高
- ③ 有価証券残存期間別残高

(5) 有価証券等の時価情報等

- ① 有価証券の時価情報
- ② 金銭の信託の時価情報
- ③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

(6) 預かり資産の状況

- ① 投資信託残高（ファンドラップ含む）
- ② 残高有り投資信託口座数

2. 共済事業 5 7

(1) 長期共済保有高

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(4) 年金共済の年金保有高

(5) 短期共済新契約高

3. 農業・生活その他事業取扱実績 5 8

(1) 購買事業取扱実績

- ① 買取購買品

(2) 販売事業取扱実績

- ① 受託販売品
- ② 買取販売品

(3) 保管事業取扱実績

(4) 利用事業取扱実績

(5) 農業経営事業取扱実績

(6) 宅地等供給事業取扱実績

(7) 受託農作業事業取扱実績

(8) 指導事業取扱実績

IV 経営諸指標	
1. 利益率	6 1
2. 貯貸率・貯証率	6 1
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	6 2
2. 自己資本の充実度に関する事項	6 4
3. 信用リスクに関する事項	6 7
4. 信用リスク削減手法に関する事項	7 6
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	7 8
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	7 8
7. CVAリスクに関する事項	7 8
8. マーケット・リスクに関する事項	7 8
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	7 8
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	7 9
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	8 0
12. 金利リスクに関する事項	8 0
VI 連結情報	
1. グループの概況	8 2
(1) グループの事業系統図	
(2) 子会社等の状況	
(3) 連結事業概況（令和7年度）	
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
(5) 連結貸借対照表	
(6) 連結損益計算書	
(7) 連結剰余金計算書	
(8) 連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）	
(9) 連結注記表	
(10) 農協法に基づく開示債権	
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	1 0 6
(1) 自己資本の構成に関する事項	
(2) 自己資本の充実度に関する事項	
(3) 信用リスクに関する事項	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(7) CVAリスクに関する事項	
(8) マーケット・リスクに関する事項	
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	
(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
(12) 金利リスクに関する事項	
法定開示項目掲載ページ一覧	1 2 4

ごあいさつ

組合員の皆さまをはじめご家族の皆さまにおかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素はＪＡ兵庫みらいの各事業に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、世界情勢に目を向けますと、長引く国際紛争やエネルギー価格の高騰、急激な為替変動など、私たちの暮らしや経済を揺るがす不安定な状況が続いております。こうした外的な要因は、日本の農業経営にも深刻な影響を及ぼしており、肥料や飼料、燃料代の上昇など、生産にかかる費用負担が、依然として大きな課題となっています。また、昨今の米価格の高騰につきましても、消費者の家計負担や生活環境に大きな影響を与えており、農産物の安定供給を担う立場として、市場環境の変化を注視しつつ、適正な流通と供給体制の維持に努めていく必要があると認識しております。

あわせて国内の金融・農業情勢においても、人口減少や高齢化による担い手不足、さらには消費者のライフスタイルの多様化など、情勢は刻一刻と変化しております。

このようななか、令和７年度は第８次中期経営計画、第９次営農振興計画の初年度として「地域に根ざし持続可能なみらいを創るＪＡ」をビジョンに掲げ、組織基盤と経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

農業面では、昨年、温暖化に対応した兵庫県オリジナル早生品種「コ・ノ・ホ・シ」（キヌヒカリ代替）の普及が始まりました。本年度におきましては、「コ・ノ・ホ・シ」のブランド価値を高め、市場における競争優位性を確立するとともに、酒造好適米「山田錦」をはじめ、地域農業の維持・振興に引き続き取り組んでまいります。

ＪＡを取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、組合員や地域の皆さまの期待に応えるＪＡをめざして、安定的な管理体制を確立し、事業の伸長、組織基盤の拡充、コンプライアンスの徹底およびリスク管理を含む体制の整備を進めてまいります。

本年度は、第８次中期経営計画、第９次営農振興計画の中間年度にあたります。これまでの取り組みを振り返りつつ、その成果を着実なものとする重要な年と位置づけ、皆さまとともにさらなるみらいへ歩みを進めてまいります。

今後とも皆さまの一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげ、ごあいさつといたします。

兵庫みらい農業協同組合
代表理事組合長 高橋 秀

1. 経営理念

「わたしたちは農業、くらしのパートナー。」

元気な農業、元気なくらしを応援します。」

J A兵庫みらいは、組合員や地域住民のよき相談相手として、地域の「農業」と「くらし」を応援していくことが基本的使命であると考えています。

J Aのもつ事業機能や相談機能をより一層高め、みらいの農業、みらいのくらしをサポートします。

2. 経営方針

(1) 地域農業の維持・振興と持続可能な農業の実現

多様な農業者の営農支援と販売力の強化を図り、安心して農業に取り組める環境づくりをおこない、持続可能でやりがいのある農業を実現します。

(2) 協同の力で築く豊かな地域社会の創造

協同活動を通じて組合員・地域との接点、コミュニケーションの強化を図り、共感を生み出す豊かな地域社会の創造に取り組みます。

(3) 経営の健全性と人材育成の推進

地域の信頼と期待に応える健全な経営基盤を確保するとともに、組合員・利用者をサポートできる多様な人材の育成に取り組みます。

3. 経営管理体制

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行をおこなっています。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査をおこなっています。

組合の業務執行をおこなう理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和 7 年度）

世界的な情勢不安や円安の影響により、日々の暮らしや農業に関わるあらゆる物の価格高騰が続いています。生産資材や燃料、物流コストの高騰は、農業経営や地域経済にとって大きな懸念材料となっており、米を取り巻く環境においても、消費形態の変化や在庫・価格の変動など、見通しの厳しい状況が続いています。さらに、金利上昇といった金融環境の変化に伴い、将来を見据えた堅実な資金運用と、より一層安定した経営が求められています。

そのようななか、総合事業体としての機能を果たしていくためには、J A 自らが環境変化に対応し、将来にわたって安心して利用できる経営基盤を強化・確立していく必要があります。

こうした認識のもと、当 J A では第 8 次中期経営計画の初年度として「地域に根ざし持続可能なみらいを創る J A」をビジョンに掲げ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の達成に向けて、役員一丸となり取り組んでまいりました。

特に、持続可能な農業の実現に向けた取り組みとして、高温耐性を備えた兵庫県の新たなブランド米「コ・ノ・ホ・シ」の普及が始まりました。本品種は地域農業の将来を支える新たな柱として期待されています。今後も生産者の皆さまとの連携を強化し、一層の普及拡大をめざしてまいります。

こうした取り組みの結果、組合員の皆さまのご理解とご協力により、財務状況については、自己資本比率 18.29%を確保しました。

収支面においては、事業利益が6億9,094万円、経常利益10億9,618万円となり、当期剰余金は8億3,557万円を計上することができました。

これもひとえに、組合員の皆さまのご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

以下、各事業の主な事業内容をご報告いたします。

1. 農業者の所得増大に向けた取り組み

酒造好適米山田錦の安定生産に取り組み、集荷実績は140,043袋、前年対比103.7%となりました。

主要振興作物（小麦・黒大豆）の生産拡大に取り組みましたが、主食用米の価格高騰に伴い水稻作付面積が増加した影響で、栽培面積は減少しました。一方で、黒大豆の販売単価が上昇したことにより、販売高は7,128万円、前年対比107.9%となりました。

また、アスパラガスについては、生産面での営農指導や産地育成に取り組みましたが、作付面積拡大には至らず、1.2haとなりました。取扱高は1,342万円、前年対比109.4%となりました。

2. 指導事業

(1) 営農指導

令和7年度は、第9次営農振興計画の初年度として「共に育む、地域の絆と農業のみらい2027」をテーマに、出向く訪問体制を強化し、相談活動を充実させることで、農業者の生産性向上および所得増大、経営安定に向けた営農指導に取り組みました。

地域農業の多様な担い手（集落営農組織、新規就農者、兼業農家を含む）に対して幅広い支援をおこない、地域の担い手の確保と育成を図ることで、持続可能な農業の実現をめざしました。

水稻では、晩生の高温耐性品種（ヒノヒカリ代替）導入に向けて試験ほ場を設置し、栽培適性、収量性、品質、食味等の調査および施肥試験に取り組みました。また、兵庫県オリジナル早生品種「コ・ノ・ホ・シ」の生産振興に努めました。

スマート農業への取り組みでは、関係機関と連携を図り、地域に適合した技術の普及支援および情報提供に努めました。

また、農産物栽培において生産履歴記帳の適正化と「JA兵庫みらい版GAP（農業生産工程管理）」への取り組みを通じ、消費者から信頼される安全・安心な農産物生産に努めました。

(2) 生活指導

組合員ならびにその家族の健康維持・増進のため、「骨粗しょう症検診」を無料で開催するなど、地域の健康管理活動に取り組みました。

女性会活動では、高齢化社会に対応するための知識習得を目的とした終活セミナーの開催や、自然災害への備えを強化するための防災研修を実施しました。また、「女性会フェスタ」を開催し、各教室やグループの活動成果を発表しました。

3. 販売事業

令和7年産米の兵庫県南部の作況単収指数は、生産者が使用しているふるい目1.85mmベースで「106」でした。

6月中旬以降、高温・多照で経過したことにより分けつが促進され、穂数は増加しました。また、登熟歩

合は平年より高く、千粒重が平年並みであったことから、多収となりました。

品質面では、早生・晩生品種ともに、夏から秋口にかけての酷暑により、乳白粒と呼ばれる未熟粒の発生が多くみられました。また、カメムシ類の吸汁による不稔粒や斑点米などの被害粒も発生し、品質に大きな影響を及ぼしました。

集荷実績は216, 284袋となり、うち山田錦については、“グレードアップ兵庫県産山田錦”の生産に取り組み、集荷実績は140, 043袋となりました。

米の販売品販売・取扱高は32億6, 550万円で、販売事業全体としての販売品販売・取扱高は41億8, 586万円となりました。

<ファーマーズマーケット事業>

生産者による対面販売を中心に、旬の農産物を提供するイベントを定期的に開催しました。安全・安心な農産物を通じて消費者と生産者がふれあう場を創出し、農産物の消費拡大に努めました。また、集客拡大のためJA公式SNS（LINE・Instagram）を活用し、イベントの告知や友だち登録者数の増加に取り組んだ結果、取扱高は8億4, 425万円となりました。

4. 購買事業

生産資材価格が高騰するなか、農薬の大型規格の提案や、担い手支援助成、大口利用者特別助成、および肥料引取値引きを実施し、農業者の生産コスト低減に努めました。また、高度化成肥料や畦畔除草剤については、特別価格での対応をおこないました。

購買品供給・取扱高は、生産資材14億8, 323万円、生活物資2億2, 671万円となりました。

グリーン店舗では営農相談や情報発信をおこない、「気軽に利用しやすい店舗づくり」に努めました。

5. 信用事業

地域の農業とくらしを応援する金融機関として、組合員や地域の皆さまのお金に関する悩み相談に対する情報提供や相談機能の充実を図るため、渉外担当者による提案型訪問活動を実施するとともに、各種休日相談会（ローン・年金・相続・資産形成資産運用相談会）を定期的に開催し、利用者満足度の向上に努めました。

また、農業機械や設備等にご利用いただけるアグリマイティー資金の利息を一部JAが負担することで、地域農業の活性化を側面からサポートしました。

その結果、貯金残高は3, 996億円、貸出金残高566億円の実績となりました。

6. 共済事業

3Q訪問活動・3Qコール・あんしんチェックを通じ、組合員・利用者のニーズに合った「ひと・いえ・くるま」の総合保障の点検活動に取り組みました。

この結果、共済の新契約につきましては、長期・自動車新契約ポイント実績が6, 657千ポイントとなりました。

5. 協同活動ハイライト（令和7年度）

J A兵庫みらいは、「地域に根ざし持続可能なみらいを創るJ A」をテーマとする第8次中期経営計画に取り組んでいます。

令和7年度の主な取り組み状況を紹介します。

○地域農業の維持・振興と持続可能な農業の実現

取り組み	具体的な内容	取り組み状況										
農業者の経営安定と収益性向上	地域農業の維持・振興	水稲・小麦・黒大豆・アスパラガスの4品目を主要振興作物として位置付け、高品質・高収量に向けた栽培技術指導を強化し、農業者の所得向上と産地振興に取り組みました。 <table><tr><th>品目</th><th>作付面積</th></tr><tr><td>水 稲</td><td>4,526ha</td></tr><tr><td>小 麦</td><td>263ha</td></tr><tr><td>黒大豆</td><td>73ha</td></tr><tr><td>アスパラガス</td><td>1.2ha</td></tr></table>	品目	作付面積	水 稲	4,526ha	小 麦	263ha	黒大豆	73ha	アスパラガス	1.2ha
品目	作付面積											
水 稲	4,526ha											
小 麦	263ha											
黒大豆	73ha											
アスパラガス	1.2ha											
	水稲新品種の普及	今年度より作付開始した高温耐性のある兵庫県産オリジナル早生品種「コ・ノ・ホ・シ」の普及拡大を図るため、関係機関（行政、JAグループ兵庫）と連携し、施肥試験や病害虫・刈取適期等の調査を目的とした圃場巡回を積極的に実施しました。 <table><tr><th>品種名</th><th>栽培面積</th></tr><tr><td>コ・ノ・ホ・シ</td><td>77.76ha</td></tr></table>	品種名	栽培面積	コ・ノ・ホ・シ	77.76ha						
品種名	栽培面積											
コ・ノ・ホ・シ	77.76ha											
												
												
		 兵庫の新しいお米「コ・ノ・ホ・シ」出荷										
	加工品の販売促進	「ぶどうパウンドケーキ」や「ぶどうアイス」などのJA加工品の販売に取り組みました。 										

取り組み	具体的な内容	取り組み状況				
地域の活気創出	魅力ある店舗 (直売所)づくり	消費者モニター会を各店舗で実施し、消費者の意見を取り入れた店舗づくりに取り組みました。 また、消費者と生産者の交流を促進するために対面販売を実施しました。 「消費者モニター会」 <table><tr><td>春開催（3 地区合計）</td><td>7 名</td></tr><tr><td>夏秋開催（3 地区合計）</td><td>7 名</td></tr></table>  	春開催（3 地区合計）	7 名	夏秋開催（3 地区合計）	7 名
春開催（3 地区合計）	7 名					
夏秋開催（3 地区合計）	7 名					
地域に寄り添う J A	出向く 営農相談 活動の強化	多種多様な担い手のもとへ積極的に出向き、地域農業の維持・振興に向けた営農相談や支援強化に取り組みました。 				

○協同の力で築く豊かな地域社会の創造

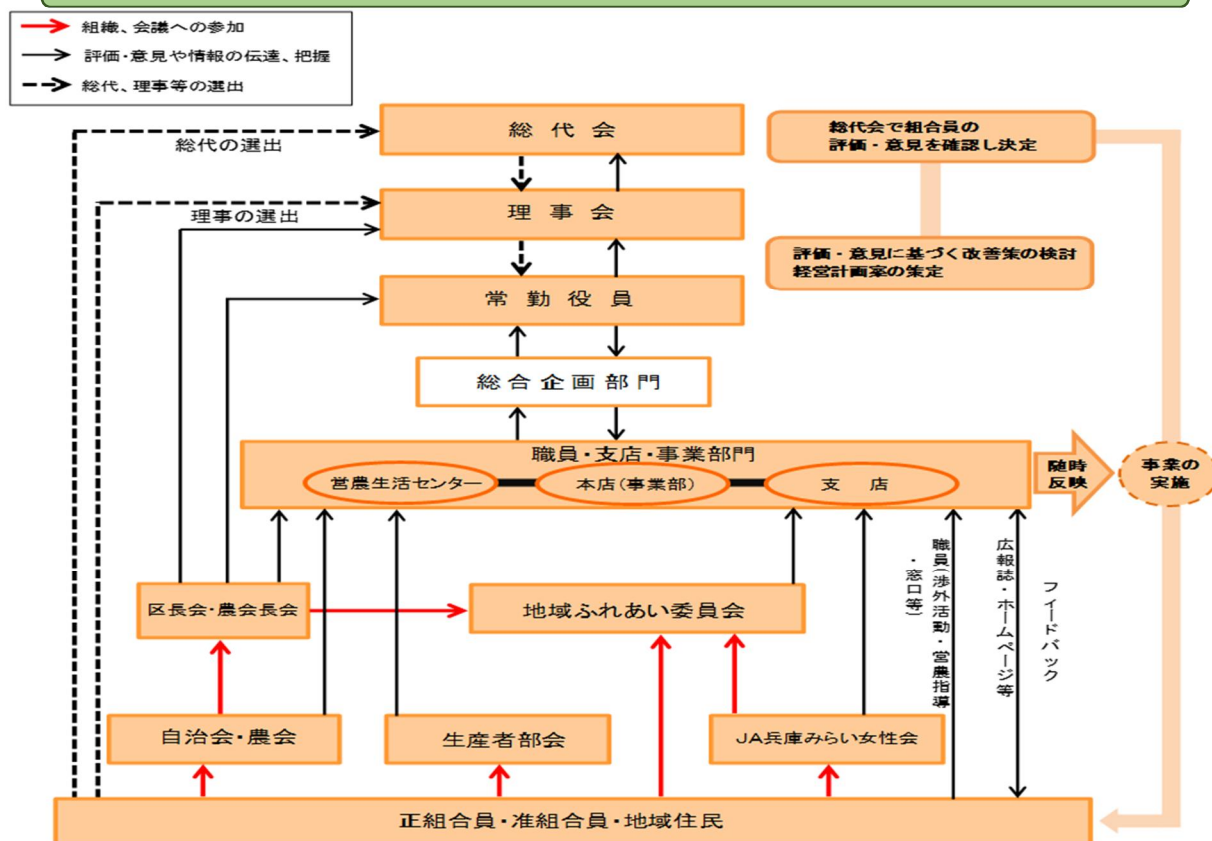
取り組み	具体的な内容	取り組み状況
総合事業を通じたサービスの提供	地産地消による 食農教育活動	トライやるウィークの受入や、各地域の小学校に出向き、出前授業をおこない、“みらい”を担う子どもたちに農業の楽しさを伝えました。 ●バケツ稲 ●田植え ●稲刈り ●黒大豆種まき  

取り組み	具体的な内容	取り組み状況																								
魅力ある協同活動の推進	地域住民・組合員との接点づくり	活動内容を工夫し、組合員や地域住民に選ばれるＪＡをめざし「ＪＡファンづくり活動」に取り組みました。 <table><tr><td>ＪＡファンづくり活動実施回数 (全店舗合計)</td><td>67回</td></tr></table> 「収穫体験」を開催し、次世代への絆づくりや食と農にかかる活動に取り組みました。 「こども園向け収穫体験」 <table><tr><td>実施月</td><td>実施内容</td></tr><tr><td>11月</td><td>サツマイモ収穫</td></tr></table> 地域ふれあい委員会、各支店・事業所等に寄せられた組合員や地域の皆さまの評価・意見・要望をＪＡ全体で共有し、事業に反映できるように取り組みました。 ●皆さまからいただいたご意見やご要望は、広報誌（８月・１月号）に「ＪＡの考え方」として掲載しました。	ＪＡファンづくり活動実施回数 (全店舗合計)	67回	実施月	実施内容	11月	サツマイモ収穫																		
ＪＡファンづくり活動実施回数 (全店舗合計)	67回																									
実施月	実施内容																									
11月	サツマイモ収穫																									
組合員・地域との関係強化	組織基盤強化に向けた組合員との関係強化	支店・営農生活センターを拠点としたＪＡファンづくり活動等を通じて、組合員の増加に取り組みました。 <table><tr><td colspan="2">組合員数(単位：人、法人、団体)</td></tr><tr><td>29,000</td><td></td></tr><tr><td>28,000</td><td></td></tr><tr><td>27,000</td><td></td></tr><tr><td></td><td>27,731</td></tr><tr><td></td><td>27,859</td></tr><tr><td></td><td>28,156</td></tr><tr><td></td><td>28,239</td></tr><tr><td></td><td>R4</td></tr><tr><td></td><td>R5</td></tr><tr><td></td><td>R6</td></tr><tr><td></td><td>R7</td></tr></table>	組合員数(単位：人、法人、団体)		29,000		28,000		27,000			27,731		27,859		28,156		28,239		R4		R5		R6		R7
組合員数(単位：人、法人、団体)																										
29,000																										
28,000																										
27,000																										
	27,731																									
	27,859																									
	28,156																									
	28,239																									
	R4																									
	R5																									
	R6																									
	R7																									

○経営の健全性と人材育成の推進

取り組み	具体的な内容	取り組み状況
協同活動・経営を支える人づくり	地域に求められる人材育成	渉外担当者および窓口担当者の提案力、相談機能の充実を図るため、人材育成に取り組みました。

組合員や地域の皆さまの声を J A の運営に反映する取り組み



組合員や地域の皆さまの評価・意見を踏まえた J A 兵庫みらいの取り組み

Q1. 主食用米の精算価格が安定するようにお願いしたい。

A1. J A グループとしては、生産コストや機械代などが上昇するなか、生産者の皆さまが安心して農業経営が続けられるよう、引き続き精算価格を設定していきます。

Q2. アスパラガスの販売方法や販売チャネルを増やすことも考えてほしい。

A2. J A 兵庫みらいの特産物の一つであるアスパラガスですが、昨年は市場への出荷の他に直接取引として、J A 兵庫みらい直売所、他県のスーパー、近隣 J A 直売所などへ販売しました。令和 8 年度は新たにレストランへの納品も始まっています。これから生産者が有利となる販売先を検討していきます。

Q3. J A バンクを装ったフィッシングメールが送られてきました。J A のセキュリティは大丈夫ですか。

A3. J A バンクでは、口座番号、暗証番号や本人確認情報を電子メールで確認することはありません。J A バンクを名乗るメールを受信しても絶対に指示に従わず、不安な場合は取引支店までお問い合わせ下さい。セキュリティ面では、ネットバンクの詐欺犯罪を防止するため振込限度額の引き下げ等のセキュリティ対策の強化をおこなっています。

Q4. 支店の貯金窓口にある J A バンクスマイルナビ (タブレット端末機) での入出金・振込等の操作に不安があります。引き続き職員の方に教えていただきたい。

A4. 操作方法につきましては、職員が親身になってサポートさせていただきます。皆さまが今後も安心してお取引いただけるよう、丁寧なご案内に努めてまいります。

<ご案内>

イベント、商品紹介、事業等については、当 J A の広報誌『Mirai Club』(みらい倶楽部)やホームページでもご案内しております

ホームページアドレス : <https://www.hyogomirai.com>

6. 農業振興活動

J A兵庫みらいは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展をめざして、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組む、安全・安心な農産物の提供に努めています。

2. 集落営農組織の育成・支援

地域農業の担い手として、集落営農組織の育成・支援を進めています。

3. 地産地消の取り組み

管内3カ所のファーマーズマーケット（農産物直売所）において、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

4. 食育の取り組み

田植え等の農作業体験や、サツマイモ・枝豆等の収穫体験を通じて、子供たちに食と農の大切さを伝えています。

7. 地域貢献情報

J A兵庫みらいは、協同組合活動の原点である「組合員の営農とくらし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため、さまざまな活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

（1）環境問題への取り組み状況

- ・環境に配慮した活動として、廃プラ・不要農薬の回収等に取り組んでいます。
- ・省エネルギーを实践するため、クールビズの実施に取り組んでいます。

（2）各種募金活動・公益団体等への寄付

- ・年末恒例の赤い羽根共同募金に協力しています。

（3）地域の安全・防犯活動

- ・地域の安全を見守る「みらいみまもり隊運動」を継続し、地域住民ならびに行政機関、警察と連携して地域の安全・安心活動や声掛け活動に取り組んでいます。
- ・行政と連携した「高齢者みまもり隊」の活動により、高齢者支援に取り組んでいます。

2. 地域貢献活動

（1）地域からの資金調達の状況

貯金残高（令和8年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
当 座 性	157,970
定 期 性	241,685
小 計	399,655
譲 渡 性	-
合 計	399,655

(2) 地域への資金供給の状況

貸出金残高（令和8年3月末現在）（単位：百万円）

種 類	残 高
農 業 近 代 化 資 金	-
そ の 他 制 度 資 金	-
農 業 関 連 融 資	454
事 業 関 連 融 資	7,639
住 宅 関 連 融 資	45,476
生 活 関 連 融 資	2,797
そ の 他	281
合 計	56,650

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

「町ぐるみ健診」の開催に協力し、「骨粗しょう症検診」などを通じて、組合員をはじめとした地域住民の健康増進活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

職員においては、地域清掃活動や消防団活動をはじめとした社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「わたしたちは農業、くらしのパートナー。元気な農業、元気にくらしを応援します。」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆さまに利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動をおこなっています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農生活センターに営農相談員を配置するとともに、県農業改良普及センターとも連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽^{けんさん}しています。

(3) 地域農業活性化のための融資をはじめとする支援

農業者の多様なニーズに応じていくため、農業融資担当部門とTAC等営農・経済部門が連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた担い手支援

農業後継者として新規就農者、若手専業農家、大型専業農家等の段階に応じた支援をするとともに、新規就農資金等、それぞれの段階に応じた融資制度を設定し経営と生活をサポートしています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、TAC等営農・経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案をおこなっています。また地域農業の支援として、農業設備等にご利用いただけるアグリマイティー資金の利息について、一部助成をおこなっています。

(6) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域社会への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営をおこなっています。

また、小学校等に出向き、出前授業を通して“みらい”の担い手に農業の楽しさを伝えます。親子ふれあい農業体験を開き、体験を通して家族で農業にふれあう場所を提供します。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動にともなって資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部門が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整

備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理をおこなうため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックをおこない、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備にともない金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営をおこなうことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議をおこなうため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店に配置したコンプライアンス責任者・担当者を中心としたコンプライアンス推進の取り組みをおこなっています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会をおこない全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理をおこなっています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡのＪＡバンク相談・苦情等受付窓口

ＪＡ兵庫みらい 本店 事業推進部および事務管理部

電話番号：0790-47-1280／0790-47-1281

受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝祭日および12月31日～1月3日を除く）

当ＪＡのＪＡ共済相談・苦情等受付窓口

ＪＡ兵庫みらい 本店 事業推進部および事務管理部

電話番号：0790-47-1280／0790-47-1281

受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝祭日および12月31日～1月3日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター （電話：078-341-8227）

東京弁護士会紛争解決センター （電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター （電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口またはＪＡバンク相談所（一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。
例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国のすべての弁護士会でおこなえる訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人 J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせください。

◇内部監査体制

当 J A では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、J A の本店・支店のすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当 J A では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員ならびに利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに業務の効率化等に取り組んだ結果、令和 8 年 3 月末における自己資本比率は、18.29%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当 J A の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	兵庫みらい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎 項目に算入した額	3,324 百万円 (前年度 3,357 百万円)

当 J A は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当 J A が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務をおこなっています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。当座貯金、普通貯金、総合口座、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

主な貯金商品

令和8年4月1日現在

貯 金 名	特 徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
当座貯金	手形・小切手の決済口座貯金としてご利用ください。(新規の口座開設はできません。)	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人・法人
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人・法人
総合口座	1冊の通帳に(貯める)(受け取る)(支払う)(借りる)という4つの機能がパック。いざというときには定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の90%以内で、最高300万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円	個人のみ
通知貯金	7日間の据え置き期間経過後、お引き出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	期間の定めはありません。ただし、7日間の据置期間が必要です。	50,000円以上	1円	個人・法人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に利率を適用します。また、専用キャッシュカードで簡単に出し入れできる貯金です。(給与・年金・配当金等の自動受け取り、公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。)	期間の定めはありません。	1円以上	1円	個人のみ
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	1年以上、7年以内	1,000円以上	—	個人・法人
スーパー定期貯金	お預け入れは1円からという手軽さ。個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。	1ヵ月以上、10年以内	1円以上	1円	個人・法人
大口定期貯金	土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大口定期貯金です。	1ヵ月以上、10年以内	1,000万円以上	1円	個人・法人
変動金利定期貯金	6ヵ月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年以上、3年以内	1円以上	1円	個人・法人
期日指定定期貯金	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年経てば、いつでも必要なときにお引き出しにできます。一部お引き出し(1万円以上)も可能です。	最長3年	1円以上、300万円未満	1円	個人のみ

貯 金 名	特 徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
一般財形貯金	お給料、ボーナスから天引きする積み立て貯金です。お使いみちは自由です。	3年以上	1円以上	1円	JA と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
財形住宅貯金	マイホーム取得等を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上	1円以上	1円	JA と財形貯蓄契約を締結している 満55歳未満の勤労者
財形年金貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万円まで非課税です。	5年以上 （受取開始日は満60歳に達した日以降の日）	1円以上	1円	JA と財形貯蓄契約を締結している 満55歳未満の勤労者

◇貸出業務

農業協同組合として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

その他、インターネットによるローン商品（JAネットローン）の取扱いについては、兵庫県農業信用基金協会保証および、三菱UFJニコス株式会社の保証をご利用いただくことができます。

主な融資商品（兵庫県農業信用基金協会保証）

令和8年4月1日現在

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築、増改築および補改修に必要な資金	100万円以上 4億円以内 (10万円単位)	1年以上、30年以内 (法定耐用年数内)	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
住宅ローン	住宅の新築および増改築資金、住宅および土地の購入資金 土地の購入資金(5年以内に住宅を新築し居住の予定があること) 借換資金	10万円以上 2億円以内 (1万円単位)	3年以上、50年以内 1ヵ月単位 借換の場合 3年以上、40年以内 1ヵ月単位 (残存期間+5年)	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
リフォームローン	既存住宅の増改築、改装、補修資金および、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	1年以上、10年6ヵ月以内 1ヵ月単位	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
マイカーローン	自動車の購入、点検、車検、修理費用等の資金 借換資金 (営業用自動車は対象外)	10万円以上 1,000万円以内 1万円単位 (71歳以上は上限200万円、新卒内定者は上限300万円)	6ヵ月以上、15年以内 1ヵ月単位 借換の場合 15年から当初借入期間を差し引いた範囲内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
教育ローン	教育施設（小中学校・高等学校・大学・各種学校等）に就学するお子様の入学金・授業料・その他の学費に必要な資金 借換資金	10万円以上 500万円以内 1万円単位	1年以上、15年以内 (在学期間+9年) 借換の場合 15年から当初借入期間を差し引いた範囲内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
多目的ローン	家電製品等の購入や結婚・出産資金など生活に必要な資金 (事業資金、負債整理資金は対象外)	10万円以上 500万円以内 1万円単位	6ヵ月以上、10年以内 1ヵ月単位	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
アグリマイティー資金	農機具、農産物の流通、加工、販売に関する設備資金。農業倉庫建築などの農業生産に直結する資金	5,000万円以内 (個人) 1億円以内 (法人)	資金使途によって異なります。 最長17年以内	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
営農ローン	農薬、肥料、農業生産資材購入費などの短期運転資金	10万円以上、 300万円以内で 農産物販売額以内 10万円単位	1年 原則として1年ごとに自動的に継続されます。	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。保証機関の基準にともない、担保・保証人をご提供いただくことがあります。
カードローン	生活に必要な一切の資金	20万円、50万円、 100万円、150万円、 200万円、300万円の6種類	2年 原則として2年ごとに自動的に継続されます。	兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務およびサービス

当ＪＡでは、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービスなどを取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

令和８年４月１日現在

主な取り扱いサービス	特 徴
為替サービス	お受け取りの貯金口座に確実に入金する振込サービスや小切手・手形の取立を代行し、あなたの口座に入金する代行サービスなどがあります。全国どの民間金融機関でもお取り扱いいたします。
給与振込	給与があなたの貯金口座に自動的に振り込まれるサービスです。 給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金があなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。 お手続きは一度していただくだけで、年金の受給日に、あなたの貯金口座に振り込まれるので、いつでも都合のよい日にお受け取りができます。 初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またＪＡ以外でお受け取りの方は「受取機関変更届」等によりお手続きが可能です。
自動支払	電気・電話・ＮＨＫなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払いをあなたに代わっておこなうサービスです。お申し込みの手続きは、通帳・お届印などが必要です。

主な取り扱いサービス	特 徴
キャッシュカード	通帳・印鑑なしで普通貯金などのお引き出し、お預け入れをＡＴＭでご利用いただけるカードです。 土曜日や日曜日はもちろん祝日でもご利用いただけます。
J Aカード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるJ Aのクレジットカードです。 ボーナス一括払いやリボ払いなどがご利用でき、ポイントサービス・各種特典が受けられます。 キャッシングなどもご利用いただけます。
国債	国が発行する安全性の極めて高い商品です。長期国債・中期国債・個人向け国債と期間もいろいろあり、生活設計にあわせてお選びいただけます。 一定の条件を満たす個人の方は、お一人元本 350 万円までのお利息に税金のかからないマル優・マル特制度がご利用いただけます。
投資信託	投資家より資金を集め、これをファンドとして1つにまとめ、専門家が株式や公社債などのいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として還元いたします。投資信託は、貯金保険の対象ではなく、元本の保証はありません。みなさまの資産形成に、新NISA制度もご利用いただけます。
J Aバンクアプリサービス	アプリケーションを使って、口座等の残高照会や取引履歴を確認いただけるサービスです。
J Aバンクアプリプラス サービス	アプリケーションを使って、J Aネットバンクのサービス内容、住所電話番号の変更等をご利用できます。
J Aネットバンクサービス	インターネットを使って、パソコン、スマートフォンから「振込・振替・残高照会」などがご利用できます。
貸金庫	大切な財産や貴重品を厳重に保管する貸金庫を取り扱っており、みなさまの財産をしっかりと守ります。（一部保管ができない物品等があります。）

*一部の支店によってはお取り扱いできないサービスがあります。

手数料一覧（抜粋）

令和8年4月1日現在

貯金業務

（単位：円）

手数料項目	条 件	手数料（税込）
残高証明書発行	（融資のみの残高証明書を含む） 1 通	440
再発行	通帳 1 通	1,100
	証書 1 枚	1,100
	キャッシュカード 1 枚	1,100
新規および更新	I Cキャッシュカード 1 枚	無料
	J Aカード一体型 I Cキャッシュカード 1 枚	無料

為替業務

(単位：円)

手数料項目	条		件		手数料（税込）
振込手数料	自 J A 本支店間		3 万円未満	1 件につき	220
			3 万円以上	1 件につき	440
	系統あて	県内	3 万円未満	1 件につき	440
			3 万円以上	1 件につき	660
		県外	3 万円未満	1 件につき	440
			3 万円以上	1 件につき	660
	他行あて	電信扱い	3 万円未満	1 件につき	550
			3 万円以上	1 件につき	770
		文書扱い	3 万円未満	1 件につき	440
			3 万円以上	1 件につき	660
A T Mによる振込手数料 （現金）	自 J A 本支店間 系統あて 県内		3 万円未満	1 件につき	無料
			3 万円以上	1 件につき	無料
	系統あて 県外		3 万円未満	1 件につき	330
			3 万円以上	1 件につき	440
	他行あて		3 万円未満	1 件につき	440
			3 万円以上	1 件につき	660
A T Mによる振込手数料 （キャッシュカード）	自 J A 本支店間 系統あて 県内		3 万円未満	1 件につき	無料
			3 万円以上	1 件につき	無料
	系統あて 県外		3 万円未満	1 件につき	165
			3 万円以上	1 件につき	330
	他行あて		3 万円未満	1 件につき	165
			3 万円以上	1 件につき	330
個人ネットバン クによる振込手 数料	月額利用料				無料
	自 J A 本支店間		3 万円未満	1 件につき	無料
			3 万円以上	1 件につき	無料
	系統あて	県内、県外	3 万円未満	1 件につき	110
			3 万円以上	1 件につき	330
	他行あて		3 万円未満	1 件につき	165
3 万円以上			1 件につき	330	
法人ネットバン クによる振込手 数料	月額利用料（利用サービスにより）				1, 100～2, 200
	自 J A 本支店間		3 万円未満	1 件につき	無料
			3 万円以上	1 件につき	無料
	系統あて	県内、県外	3 万円未満	1 件につき	110
			3 万円以上	1 件につき	330
	他行あて		3 万円未満	1 件につき	385
			3 万円以上	1 件につき	550

その他業務

(単位：円)

手数料項目	条 件		手数料 (税込)
代金取立手数料	電子交換所利用	1 件につき	440
	電子交換所利用以外（個別取立）	1 件につき	1, 100
貸金庫使用料	1 契約	1 年	6, 600

〔共済事業〕

J A 共済は、J A がおこなう地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

共済種類

長期共済（契約期間が5年以上の契約）

商 品	特 徴
終身共済	加入したそのときから、一生涯の被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態を保障する共済です。
養老生命共済	一定期間の被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態が保障されるとともに、満期時に被共済者が生存しているときは、満期共済金が支払われるという「保障」と「貯蓄」の2つの機能を兼ね備えた共済です。
こども共済	教育資金や満期共済金を支払うとともに、被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態を保障する共済です。
定期生命共済	一定期間の被共済者の死亡・第1級後遺障害の状態・所定の重度要介護状態を保障する共済です。
予定利率変動型 年金共済	所定の期間経過後、終身または一定期間、被共済者が生存しているときに年金を保障する共済です。
がん共済	被共済者が悪性新生物・脳腫瘍に罹患した場合、その入院・手術等を保障する共済です。
医療共済	加入したそのときから、被共済者のさまざまな病気、けがによる入院・手術等を保障する共済です。
介護共済	一生涯にわたり被共済者が所定の要介護状態になった場合「介護共済金」が支払われる共済です。公的介護保険制度に連動し、要介護2～5まで、幅広い要介護状態を保障します。
認知症共済	要介護状態をとまなう認知症および軽度認知障害（MCI）を保障する共済です。
特定重度疾病共済	三大疾病やその他の生活習慣病（糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎）などを保障する共済です。
生活障害共済	一定期間の被共済者の病気やけがによる身体障害状態（身体障害者手帳1～4級）を保障する共済です。
建物更生共済	建物や動産などを対象に、火災等や自然災害による損害のてん補の他に、損害が発生した際に生じる各種の費用の給付や家族などの傷害に対する保障を組み込んだ共済です。

短期共済（共済期間が5年未満の契約）

商 品	特 徴
自動車共済	万一の自動車事故による対人、対物等相手への損害賠償や、自分が被ったケガ、車両損害等幅広く保障する共済です。
自賠責共済	自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被共済者が損害賠償責任を負った場合の損害を保障する共済です。自動車損害賠償保障法に基づき、自動車に加入を義務づけ運営されている強制共済です。
火災共済	建物や建物内に収納されている動産が火災などによって損害を受けたときの保障をする共済です。
傷害共済	日常のさまざまな災害や事故による死亡や負傷を保障する共済です。

商 品	特 徴
賠償責任共済	日本国内において発生した自動車事故以外の被共済者の日常生活や農作業などに起因する事故により、法律上の損害賠償責任を負い、賠償金を支払わなければならないとなった場合に保障する共済です。
農業者賠償責任共済	「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広いリスク（施設賠償、保管物賠償、生産物賠償、生産物回収費用）を保障する共済です。

〔購買事業〕

管内3カ所のグリーン店舗（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。各営農生活センターでは営農相談員が農産物づくりのアドバイスもおこなっています。

また、生活面では、米や生活資材の供給をおこなっています。

〔販売事業〕

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農畜産物をお届けする事業をおこなっています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「地域ブランド」（地域団体商標）として認証しています。また、「地産地消」の取り組みとして、管内3カ所にファーマーズマーケットを展開し、地元でとれた農産物を農家が持ち寄り、消費者に直接提供しています。

（2）JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組み仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援をおこないます。

※令和7年3月末における残高は1,653億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和7年3月末現在で4,861億円となっています。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

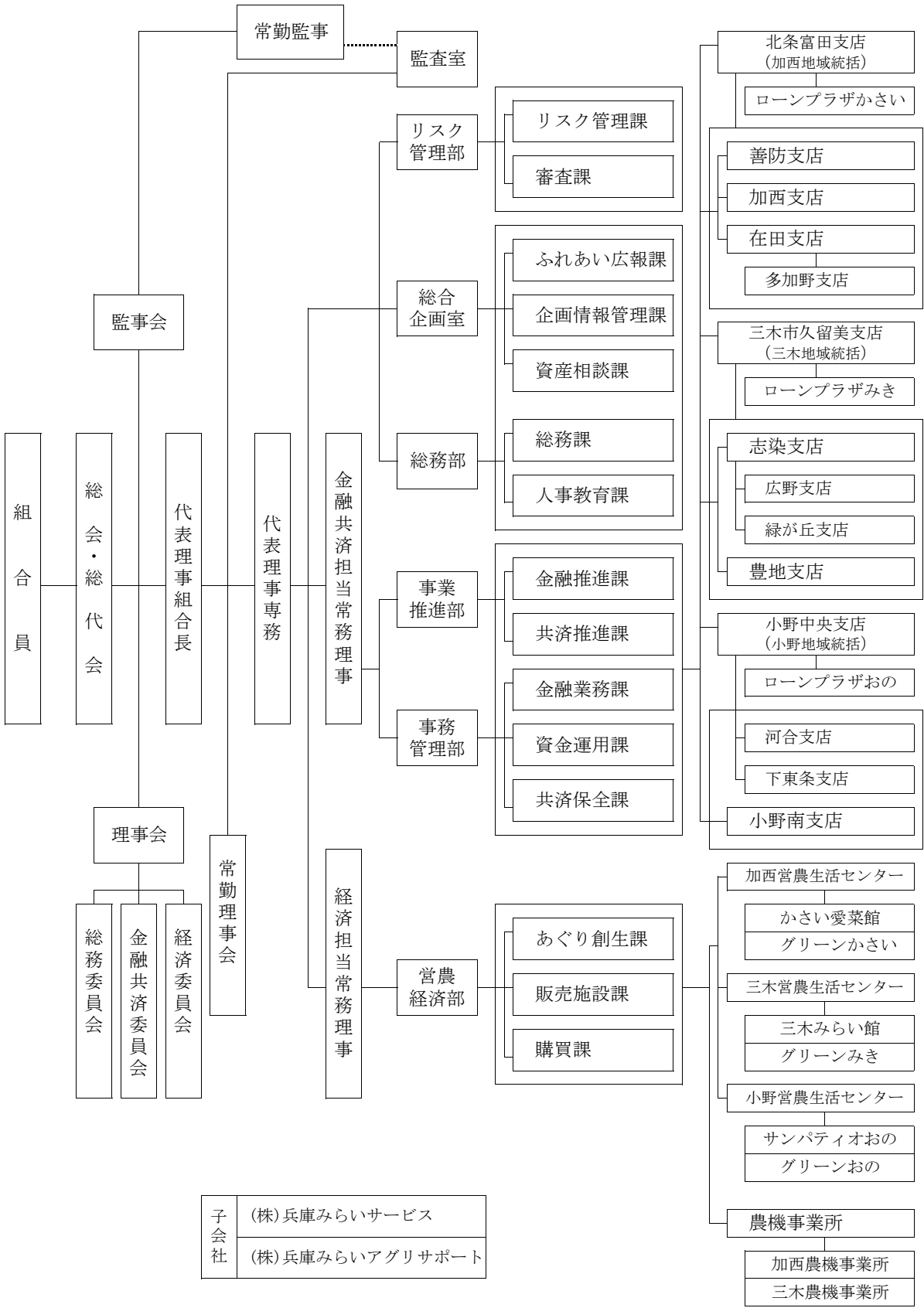
【ＪＡの概要】

1. 沿革・あゆみ

平成14年4月1日	加西市、三木市、小野市内の3ＪＡが合併し、「兵庫みらい農業協同組合」として役員22名（理事17名、監事5名）、職員535名の3室5部制（監査室、総合企画室、審査室と総務部、信用部、共済部、営農部、生活部）、22支店、3営農生活センター設置により発足しました。
平成14年 4月	ファーマーズマーケット（サンパティオおの）オープン
平成14年 6月	ＪＡ兵庫みらい女性会設立総会を開催しました。
平成16年 3月	本店機構を一部改革し、「コンプライアンス統括室」の新設。融資部と信用部を統合し「信用部」、営農部と生活部を統合し「経済部」としました。本店は3室4部制となりました。
平成16年 6月	ファーマーズマーケット（三木みらい館）オープン
平成16年10月	株式会社兵庫みらいサービス営業開始
平成17年 6月	ファーマーズマーケット（かさい愛菜館）オープン
平成18年 3月	支店再編により新支店がオープンし、13支店となりました。
平成18年 4月	物流農家戸配送出発式 県域農機事業一体運営出発式 給油所事業の「経営委託方式」による全農委託
平成19年 3月	本店機構を一部改革し、信用部を「信用部」と「融資部」に分離しました。本店は3室5部制となりました。
平成20年 5月	ファーマーズマーケット（サンパティオおのゆびか店）オープン
平成20年10月	株式会社兵庫みらいアグリサポート営業開始
平成21年 4月	社会貢献活動の一環として、「みらいみまもり隊」発足。
平成22年 3月	本店機構を一部改革し、経済部を「経済部」と「営農部」に分離しました。本店は3室6部制となりました。
平成23年 5月	県内ＪＡ初のＪＡ兵庫みらい女性大学を開校しました。
平成23年 7月	ひょうご農商工連携ファンド事業認定
平成23年 9月	国の農商工連携事業認定
平成24年 4月	合併10周年記念式典を開催しました。
平成24年10月	おのセレモニーホールみらいオープン
平成25年 3月	本店機構を一部改革しました。信用部と融資部を統合し「金融部」、営農部と経済部を統合し「営農経済部」としました。本店は3室4部制となりました。
平成27年 6月	緑が丘支店がオープンし、14支店となりました。
平成27年 6月	小野ライスセンターが竣工しました。
平成28年 3月	営農部門の「出向く体制」の強化を図るため、「あぐり創生課」を新設しました。
平成28年 5月	実践型研修ハウスを設置し、アスパラガスを定植しました。
平成30年 3月	在田支店新築オープン
平成30年 6月	本店機構を一部改革し、「自己改革推進室」を新設。本店は4室4部制となりました。
平成30年 7月	農業経営事業を始めました。
令和 2年 5月	三木営農生活センター新築オープン
令和 3年 3月	本店機構を一部改革し、自己改革推進室を総合企画室に統合しました。またコンプライアンス統括室を「リスク管理部」に変更し、本店は2室5部制となりました。
令和 4年 4月	合併20周年記念として各種20周年記念事業イベントを開催しました。
令和 4年 9月	三木農機事業所 農機整備工場を一部建て替えました。
令和 5年 4月	加西水稻育苗施設を建設し、稼働しました。
令和 6年 3月	本店機構を一部改革し、「金融部」「共済部」から「事業推進部」「事務管理部」としました。本店は2室5部制となりました。

2. 機構図

令和8年3月31日現在



3. 組合員数

令和8年3月31日現在

(単位：人、団体)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減
正組合員	15,046	15,147	△101
個 人	14,976	15,084	△108
法 人	70	63	7
准組合員	13,193	13,009	184
個 人	13,078	12,893	185
法 人	115	116	△1
合 計	28,239	28,156	83

4. 組合員組織の状況

令和8年3月31日現在

(単位：人)

地 区 名	組 織 名	構 成 員 数
全 域	J A兵庫みらい女性会	259
	J A兵庫みらいアスパラガス部会	25
加 西	加西市山田錦協議会	259
	加西市施設そ菜園芸生産研究会	10
	加西市根日女みどり研究会	9
	加西市黒大豆生産研究会	87
	加西市ぶどう部会	118
	加西市キャベツ研究会	13
	加西市肉牛肥育研究会	3
	かさい愛菜館運営協議会	223
	加西市集落営農組織連絡協議会	48 団体
三 木	三木山田錦部会	825
	三木花卉部会	11
	三木黒大豆部会	89
	三木野菜部会	6
	三木みらい館運営協議会	161
	三木みらい営農組織協議会	31 団体
小 野	小野山田錦部会	305
	小野無花果部会	11
	小野キャベツ部会	8
	小野ブロッコリー部会	12
	小野黒大豆部会	50
	サンパティオおの運営委員会	184
	年金友の会	7,777

5. 地区一覧



6. 役員構成（役員一覧）

令和8年3月31日現在

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	高 橋 秀	理 事	永 田 和 弘
代表理事専務	横 山 尚 平	〃	岡 本 まり子
常務理事	安 福 昌 宏	〃	岡 村 義 忠
常務理事	志 方 敏 泰	〃	高 橋 求
理 事	中 塚 保 雅	〃	今 井 繁 信
〃	西 村 豊	〃	山 田 英 俊
〃	森 本 忠 雄	〃	竹 内 百合子
〃	木 下 茂 保	代表監事	服 部 成 秀
〃	川 田 美 和	常勤監事	長 尾 幸 雄
〃	水 谷 保 彦	監 事	黒 田 明 彦
〃	青 田 一 夫	〃	松 井 利 文
〃	小 谷 博 文	員外監事	野 村 卓 司
〃	玉 田 公 郎		

7. 職員数

令和8年3月31日現在

（単位：人）

区 分	男 性	女 性	合 計
一般職員	184 (10)	101 (23)	285 (33)
TAC・営農相談員	18 (0)	1 (0)	19 (0)
合 計	202 (10)	102 (23)	304 (33)

（注）（ ）は常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

令和8年3月31日現在

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M設置・稼働状況
本店、J A会館	加西市玉野町 1156-1	0790-47-1255	2 台
北条富田支店	加西市北条町栗田 12-2	0790-42-2733	3 台
善防支店	加西市西笠原町 178-40	0790-48-2211	1 台
加西支店	加西市中野町 938-2	0790-49-1011	1 台
多加野支店	加西市和泉町 1142-5	0790-45-0018	1 台
在田支店	加西市殿原町 123-4	0790-44-0301	1 台
三木市久留美支店	三木市加佐 38-1	0794-82-0340	2 台
志染支店	三木市志染町志染中 46	0794-87-3011	1 台
緑が丘支店	三木市緑が丘町東 2-9-27	0794-84-2700	2 台
広野支店	三木市志染町広野 1-113	0794-85-6500	1 台
豊地支店	三木市細川町豊地 54	0794-86-2511	1 台
小野中央支店	小野市上本町 195-6	0794-63-1501	3 台
河合支店	小野市三和町 809-1	0794-66-5001	1 台
小野南支店	小野市市場町 452-1	0794-63-1510	1 台
下東条支店	小野市小田町 1673-1	0794-67-0080	1 台
加西営農生活センター	加西市玉野町 1156-155	0790-47-1286	
三木営農生活センター	三木市細川町豊地 1219	0794-82-6150	
小野営農生活センター	小野市浄谷町 278	0794-63-6905	
加西農機事業所	加西市玉野町 1156-1	0790-47-1311	
三木農機事業所	三木市口吉川町殿畑 638	0794-88-0777	
グリーンかさい	加西市玉野町 1156-155	0790-47-1286	
グリーンみき	三木市細川町豊地 1219	0794-83-5638	
グリーンおの	小野市浄谷町 278	0794-63-7775	
かさい愛菜館	加西市豊倉町 1261-81	0790-47-8700	
三木みらい館	三木市緑が丘町西 4-48	0794-87-8077	
サンパティオおの	小野市浄谷町 1545-321	0794-64-0831	
加西低温農業倉庫	加西市鶉野町 1169-3	0790-49-9600	
久留美低温農業倉庫	三木市加佐 681-5	—	
志染農業倉庫	三木市志染町志染中 46	—	
口吉川農業倉庫	三木市口吉川町横 100-1	—	
細川農業倉庫	三木市細川町豊地 89-1	—	
小野低温農業倉庫	小野市浄谷町 278	—	
下東条農業倉庫	小野市小田町 3674	—	
カントリーエレベーター 1 ～ 3 号基	加西市玉野町 1139-28	0790-47-0018	
三木市東ライスセンター	三木市口吉川町蓮花寺 144-1	0794-89-5056	
小野ライスセンター	小野市浄谷町 278	0794-63-4000	
小野第 3 ライスセンター	小野市小田町 3674	0794-67-1000	
加西水稻育苗施設	加西市鶉野町 1277	—	
三木市東育苗センター	三木市大塚高町 191-1	—	
小野育苗センター	小野市浄谷町 278	—	
土壌分析室	加西市玉野町 1156-1	—	
農産物加工場	小野市浄谷町 278	—	
コンテナ式育苗装置	小野市浄谷町 278	—	

店舗外ＡＴＭ設置場所

令和８年３月３１日現在

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	ＡＴＭ設置・稼働状況
加西市役所ＡＴＭコーナー	加西市北条町横尾 1000 加西市役所内	—	１台
口吉川ＡＴＭコーナー	三木市口吉川町殿畑 638	—	１台
小野市役所ＡＴＭコーナー	小野市中島町 531 小野市役所内	—	１台
北播磨総合医療センターＡＴＭコーナー	小野市市場町 926-250	—	１台
大部ＡＴＭコーナー	小野市敷地町 578	—	１台

９．特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)		
科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	400,485	409,497
(1) 現金	665	886
(2) 預金	337,191	351,365
系統預金	337,191	351,365
(3) 有価証券	3,502	2,795
国債	1,563	428
社債	1,939	2,366
(4) 貸出金	56,650	52,427
(5) その他の信用事業資産	2,686	2,278
未収収益	511	119
その他の資産	2,175	2,158
(6) 貸倒引当金	△210	△255
2 共済事業資産	4	2
3 経済事業資産	4,125	3,147
(1) 経済事業未収金	503	451
(2) 経済受託債権	3,290	2,420
(3) 棚卸資産	256	212
購買品	244	200
その他の棚卸資産	11	11
(4) その他の経済事業資産	86	76
リース投資資産	31	43
その他経済事業資産	55	33
(5) 貸倒引当金	△11	△13
4 雑資産	191	223
5 固定資産	3,635	3,768
(1) 有形固定資産	3,635	3,767
建物	7,199	7,175
機械装置	2,200	2,190
土地	1,687	1,687
リース資産	-	37
その他の有形固定資産	1,388	1,373
減価償却累計額	△8,841	△8,696
(2) 無形固定資産	0	1
6 外部出資	23,963	23,959
(1) 外部出資	23,963	23,959
系統出資	23,541	23,541
系統外出資	372	368
子会社等出資	50	50
7 繰延税金資産	506	532
資産の部合計	432,912	441,130

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	401,399	410,253
(1) 貯金	399,655	409,057
(2) その他の信用事業負債	1,743	1,196
未払費用	488	177
その他の負債	1,254	1,019
2 共済事業負債	559	557
(1) 共済資金	123	116
(2) 未経過共済付加収入	419	426
(3) 共済未払費用	6	5
(4) その他の共済事業負債	10	9
3 経済事業負債	1,961	1,737
(1) 経済事業未払金	243	218
(2) 経済受託債務	1,588	1,405
(3) その他の経済事業負債	130	113
4 雑負債	324	322
(1) 未払法人税等	172	179
(2) 資産除去債務	4	4
(3) その他の負債	147	138
5 諸引当金	1,539	1,645
(1) 賞与引当金	190	187
(2) 退職給付引当金	1,159	1,261
(3) 役員退職慰労引当金	33	22
(4) 特例業務負担金引当金	155	174
負債の部合計	405,783	414,516
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	27,715	27,011
(1) 出資金	3,324	3,357
(2) 利益剰余金	24,466	23,728
利益準備金	6,055	5,895
その他利益剰余金	18,411	17,833
特別積立金	9,280	9,230
目的積立金	7,800	7,350
当期末処分剰余金	1,331	1,253
(うち当期剰余金)	(835)	(798)
(3) 処分未済持分	△74	△73
2 評価・換算差額等	△586	△397
(1) その他有価証券評価差額金	△586	△397
純資産の部合計	27,129	26,614
負債及び純資産の部合計	432,912	441,130

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1 事業総利益	3,768	3,733
事業収益	6,932	6,258
事業費用	3,163	2,525
(1) 信用事業収益	3,560	2,966
資金運用収益	3,430	2,762
(うち預金利息)	(2,564)	(1,957)
(うち有価証券利息)	(28)	(24)
(うち貸出金利息)	(646)	(526)
(うちその他受入利息)	(190)	(254)
役務取引等収益	94	92
その他の経常収益	35	112
(2) 信用事業費用	1,295	698
資金調達費用	863	261
(うち貯金利息)	(856)	(255)
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(3)
(うち借入金利息)	(-)	(0)
(うちその他支払利息)	(3)	(2)
役務取引等費用	11	11
その他の経常費用	420	425
信用事業総利益	2,264	2,268
(3) 共済事業収益	955	941
共済付加収入	892	886
その他の収益	62	54
(4) 共済事業費用	86	83
共済推進費	20	18
共済保全費	4	4
その他の費用	61	59
共済事業総利益	868	857
(5) 購買事業収益	1,469	1,441
購買品供給高	1,399	1,375
購買手数料	13	12
修理サービス料	42	36
その他の収益	15	16
(6) 購買事業費用	1,241	1,216
購買品供給原価	1,166	1,144
その他の費用	74	71
購買事業総利益	228	225
(7) 販売事業収益	312	318
買取販売品販売高	40	56
販売手数料	249	235
その他の収益	22	26
(8) 販売事業費用	119	128
買取販売品販売原価	35	46
その他の費用	83	82
販売事業総利益	193	189
(9) 保管事業収益	56	58
(10) 保管事業費用	25	22
保管事業総利益	31	35
(11) 利用事業収益	504	461
(12) 利用事業費用	290	263
利用事業総利益	213	198

科 目	令和 7 年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)		令和 6 年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
(13) 農業経営事業収益	0		0	
(14) 農業経営事業費用	0		1	
農業経営事業総利益	△0		△0	
(15) 宅地等供給事業収益	5		5	
(16) 宅地等供給事業費用	0		0	
宅地等供給事業総利益	4		4	
(17) 受託農作業事業収益	75		74	
(18) 受託農作業事業費用	63		62	
受託農作業事業総利益	11		11	
(19) 指導事業収入	7		5	
(20) 指導事業支出	54		64	
指導事業収支差額	△47		△58	
2 事業管理費	3,078		3,053	
(1) 人件費	2,271		2,261	
(2) 業務費	155		148	
(3) 諸税負担金	164		160	
(4) 施設費	482		478	
(5) その他事業管理費	3		3	
事業利益	690		680	
3 事業外収益	411		395	
(1) 受取雑利息	0		0	
(2) 受取出資配当金	304		301	
(3) 賃貸料	38		40	
(4) 貸倒引当金戻入益	46		44	
(5) 雑収入	21		9	
4 事業外費用	6		4	
(1) 支払雑利息	0		0	
(2) 寄付金	3		3	
(3) 雑損失	2		1	
経常利益	1,096		1,071	
5 特別利益	0		6	
(1) 固定資産処分益	0		6	
6 特別損失	0		9	
(1) 固定資産処分損	0		7	
(2) 減損損失	-		1	
税引前当期利益	1,096		1,068	
法人税・住民税及び事業税	234		240	
法人税等調整額	26		29	
法人税等合計	260		270	
当期剰余金	835		798	
当期首繰越剰余金	495		455	
当期未処分剰余金	1,331		1,253	

3. 注記表

(令和7年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品・数量管理品)	総平均法による原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込

額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。また、受託農作業事業収益のうち、当組合が代理人として実施に関与している農作業受委託については、手数料相当額の純額で収益を認識して、受託農作業事業収益として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 508,178 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度としておこなっています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 222,488 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
建物	302,631
構築物	15,011
機械装置	355,272
その他の有形固定資産	6,846
合 計	679,761

(注) 平成 14 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 4,232,000 千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金 650,000 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 277千円

子会社等に対する金銭債務の総額 353,712千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	176,356
危険債権	125,061
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	301,417

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 32,711千円

うち事業取引高 15,273千円

うち事業取引以外の取引高 17,437千円

(2) 子会社等との取引による費用総額 13,300千円

うち事業取引高 4,014千円

うち事業取引以外の取引高 9,285千円

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が517,994千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	337,191,354	336,195,411	△995,943
有価証券			
その他有価証券	3,502,630	3,502,630	—
貸出金	56,650,109		
貸倒引当金(*)	△210,685		
貸倒引当金控除後	56,439,423	55,573,020	△866,403
資 産 計	397,133,408	395,271,061	△1,862,346
貯金	399,655,905	398,124,470	△1,531,434
負 債 計	399,655,905	398,124,470	△1,531,434

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	23,963,940

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	337,191,354	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	300,000	200,000	100,000	600,000	2,800,000
貸出金(*1,2,3)	4,195,394	3,444,953	3,272,217	3,083,904	2,880,136	39,566,291
合 計	341,486,749	3,744,953	3,472,217	3,183,904	3,480,136	42,366,291

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 421,735 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 200,741 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,470 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	355,827,271	5,000,099	37,897,252	422,605	306,113	202,562

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	1,689,964	1,563,620	△126,344
	社債	2,399,432	1,939,010	△460,422
合 計		4,089,397	3,502,630	△586,767

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,304,011千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	793,328
②勤務費用	13,074
③利息費用	12,534
④数理計算上の差異の発生額	△2,993
⑤退職給付の支払額	△30,352
⑥期末における退職給付債務(①+②+③+④+⑤)	785,590

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	785,590
②未積立退職給付債務(①)	785,590
③未認識過去勤務費用	—
④未認識数理計算上の差異	374,380
⑤貸借対照表計上額純額(②+③+④)	1,159,970
退職給付引当金	1,159,970

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	13,074
②利息費用	12,534
③数理計算上の差異の費用処理額	△96,354
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計(①+②+③+④)	△70,746

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金80,148千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	1.58%
②数理計算上の差異の処理年数	10 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

(6) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金25,329千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、159,880千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	15,266
	役員退職慰労引当金	9,625
	賞与引当金・健康保険・厚生年金	62,626
	退職給付引当金	331,751
	特例業務負担金引当金	44,373
	土地減損損失	19,361
	減価償却超過額	9,390
	その他有価証券評価差額金	167,815
	その他	96,609
	小 計	756,821
	評価性引当額	△248,642
合 計		508,178
繰延 税金 負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△89
	未払消費税	△1,631
	合 計	△1,721
繰延税金資産の純額		506,457

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位:%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.49
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.87
	住民税均等割	0.53
	評価性引当額の増減	△1.04
	その他	△0.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.79

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(令和6年度)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品（単品・数量管理品）	総平均法による原価法
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。また、受託農作業事業収益のうち、当組合が代理人として実施に関与している農作業受委託については、手数料相当額の純額で収益を認識して、受託農作業事業収益として表示しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 534,450千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度としておこなっています。

課税所得の見積額については、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,275千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、収支シミュレーションを勘案して算出しており、収支シミュレーションの期間終了後の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 269,287 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。 (単位:千円)

項 目	金 額
建物	302,631
構築物	15,011
機械装置	355,272
その他の有形固定資産	6,846
合 計	679,761

(注) 平成 14 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 4,232,000 千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金 650,000 千円を差し入れています。

指定金融機関および収納事務取扱等の担保として、定期預金 200 千円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 561 千円

子会社等に対する金銭債務の総額 320,714 千円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(4) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。 (単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	210,869
危険債権	130,134
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	341,003

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額 32,208 千円

うち事業取引高 15,009 千円

うち事業取引以外の取引高 17,198 千円

(2) 子会社等との取引による費用総額	13,849千円
うち事業取引高	4,616千円
うち事業取引以外の取引高	9,232千円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから、単独の単位としています。

農業関連施設と営農生活センターは、各地区の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地区ごとの共用資産としています。

本店はJ A全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

賃貸資産および不稼働資産については、個別物件単位としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

場 所	用 途	種 類	金 額（内 訳）
旧西在田支店 倉庫他 (加西市下道山町)	賃貸資産	建物 土地	1,275千円 (建物 171千円) (土地 1,104千円)

③減損損失の認識に至った経緯

上記賃貸資産の土地を一部売却したことに伴い、正味売却価額が下落したため、簿価との差額を減損損失として認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

上記資産の固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部門が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済

価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が 0.51%下落したものと想定した場合には、経済価値が 395,003 千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（１）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。（単位：千円）

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	351,365,994	350,679,280	△686,713
有価証券			
その他有価証券	2,795,240	2,795,240	—
貸出金	52,427,050		
貸倒引当金（※１）	△255,536		
貸倒引当金控除後	52,171,513	52,049,947	△121,566
資 産 計	406,332,747	405,524,467	△808,279
貯金	409,057,477	408,361,011	△696,466
負 債 計	409,057,477	408,361,011	△696,466

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	23,959,610

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	351,365,994	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	300,000	100,000	300,000	200,000	100,000	2,200,000
貸出金(*1,2,3)	3,954,478	3,114,201	2,947,060	2,774,030	2,592,563	36,824,441
合 計	355,620,472	3,214,201	3,247,060	2,974,030	2,692,563	39,024,441

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 470,884 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 214,534 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 5,740 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	399,306,244	3,132,382	5,515,241	344,063	457,844	301,700

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	493,594	428,700
	社債	2,699,238	2,366,540
	小 計	3,192,833	2,795,240
合 計	3,192,833	2,795,240	△397,593

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,274,669 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	1,145,267
②勤務費用	31,196
③利息費用	—
④数理計算上の差異の発生額	△366,477
⑤退職給付の支払額	△16,658
⑥期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	793,328

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	793,328
②未積立退職給付債務 (①)	793,328
③未認識過去勤務費用	—
④未認識数理計算上の差異	467,741
⑤貸借対照表計上額純額 (②+③+④)	1,261,069
退職給付引当金	1,261,069

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額 (単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	31,196
②利息費用	—
③数理計算上の差異の費用処理額	△26,272
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計 (①+②+③+④)	4,923

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金79,542千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	1.58%
②数理計算上の差異の処理年数	10 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

(6) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,730千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,500千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。 (単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	31,763
	役員退職慰労引当金	6,435
	賞与引当金	60,236
	退職給付引当金	360,117
	特例業務負担金引当金	49,663
	土地減損損失	19,361
	減価償却超過額	9,854
	その他有価証券評価差額金	113,711
	その他	89,261
	小 計	740,406
	評価性引当額	△205,955
合 計		534,450
繰 延 税 金 負 債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△98
	未払消費税	△1,462
	合 計	△1,561
繰延税金資産の純額		532,888

(2) 法定実効税率 (単位:%)

法定実効税率		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.44
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.93
	住民税均等割	0.55
	評価性引当額の増減	1.61
	防衛特別法人税による影響	△0.99
	その他	△0.26
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	

(3) 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税がおこなわれることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度
1. 当期末処分剰余金	1,331	1,253
計	1,331	1,253
2. 剰余金処分類	832	758
(1) 利益準備金	185	160
(2) 任意積立金	550	500
特別積立金	50	50
目的積立金	500	450
(3) 出資配当金	97	98
普通出資に対する配当金	97	98
3. 次期繰越剰余金	498	495

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合

令和 7 年度 3.0% (物価高騰対策支援として年 1.0%を含んでいます。)

令和 6 年度 3.0% (物価高騰対策支援として年 1.0%を含んでいます。)

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 7 年度 42 百万円

令和 6 年度 40 百万円

3. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的および取崩基準等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的および取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。信用事業総利益が大幅 (前年度比 10%以上) に減少した場合に減少相当額を取り崩す。	期末貯金残高の 1,000 分の 10	2,770
施設整備積立金	建物等、大規模な改裝修繕等に備えるとともに、ライスセンター等の大規模施設の取得に備える。改装、修繕、解体、新規取得時に伴う支出、減価償却費の大幅な増加、減損損失が発生した場合に限り取り崩す。	減価償却資産の取得価額の 100 分の 30	2,950
有価証券価格変動積立金	金融商品時価会計の採用に伴い、有価証券の価格変動リスクおよび売買時における損失発生に備えるため、積み立てる。有価証券の価格変動リスクにより、計画した当期剰余金に対し 30%以上の影響を与える場合は、当該損失額相当額を取り崩すものとする。	有価証券残高の 100 分の 10	330
災害等対策積立金	J A および組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てる。政令により激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合に、J A および地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。	500	500
農業支援積立金	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てる。行政庁、J A グループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援に支出した J A の負担額を取り崩す。	1,500	1,200
経営基盤強化積立金	会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変等による損失の発生に備えるために積み立てる。会計基準の新採用や変更、社会保険制度の変更、社会情勢の急変による対策費用や事業活動の制約等により、臨時的に要した経費および合理的に見積もることのできる損失額がある場合、その相当額を取り崩す。	500	500
記念事業積立金	記念事業を実施することを目的に必要な資金を積み立てる。記念事業を実施した場合に、その相当額を取り崩す。	100	50

※ 積立現在額は、剰余金処分後の内容を記載しています。

※ 上記の積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8 年 7 月 2 7 日

兵庫みらい農業協同組合

代表理事組合長 高橋 秀

6. 部門別損益計算書

(令和7年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	6,947	3,560	955	2,281	142	7	
事業費用 ②	3,178	1,295	86	1,624	132	39	
事業総利益 (①－②) ③	3,768	2,264	868	657	10	△32	
事業管理費 ④	3,078	1,313	686	893	81	103	
(うち減価償却費) ⑤	(207)	(44)	(19)	(138)	(3)	(2)	
うち共通管理費 ⑥		343	148	225	13	12	△743
(うち減価償却費) ⑦		(37)	(16)	(24)	(1)	(1)	(△80)
事業利益 (③－④) ⑧	690	951	182	△236	△70	△136	
事業外収益 ⑨	411	189	82	124	7	7	
うち共通分 ⑩		189	82	124	7	7	△411
事業外費用 ⑪	6	3	1	1	0	0	
うち共通分 ⑫		3	1	1	0	0	△6
経常利益 ⑬	1,096	1,138	263	△113	△63	△129	
(⑧＋⑨－⑪)							
特別利益 ⑭	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	△0
特別損失 ⑯	0	0	0	0	0	0	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	△0
税引前当期利益 ⑱	1,096	1,138	263	△113	△63	△129	
(⑬＋⑭－⑯)							
営農指導事業分配賦額⑲		76	29	22	0	△129	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳	1,096	1,061	234	△135	△63		
(⑱－⑲)							

※ 損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則第117条第1号にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しているため、①、②の「計」欄とは一致しません。

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

(注) 1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

共通管理費等の費用は、〔人頭割＋人件費を除いた事業管理費割(共通管理費配賦前)＋事業総利益割〕の平均値で配賦しています。

(2) 営農指導事業

営農指導事業に要した費用は、各事業へ事業総利益の割合に応じて配賦しています。

(3) 事業外収益・費用、特別利益・損失の配賦額は、共通管理費等の割合に応じて配賦しています。

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位：%)

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指導事業	計
共 通 管 理 費 等	46.1	20.0	30.3	1.8	1.7	100.0
営 農 指 導 事 業	59.6	22.9	17.3	0.3		100.0

7. 会計監査人の監査

令和6年度および令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益（事業収益）	6,668	6,789	6,357	6,274	6,947
信用事業収益	3,149	3,174	3,020	2,966	3,560
共済事業収益	1,022	954	931	941	955
農業関連事業収益	2,249	2,406	2,187	2,236	2,281
その他事業収益	246	253	217	130	149
経常利益	996	1,269	1,144	1,071	1,096
当期剰余金	730	895	861	798	835
出資金 （出資口数）	3,411 (3,411,767)	3,403 (3,403,204)	3,378 (3,378,038)	3,357 (3,357,018)	3,324 (3,324,650)
純資産額	24,779	25,431	26,106	26,614	27,129
総資産額	462,760	462,825	454,511	441,130	432,912
貯金等残高	432,538	431,409	422,960	409,057	399,655
貸出金残高	52,793	52,725	52,285	52,427	56,650
有価証券残高	3,768	4,721	2,862	2,795	3,502
剰余金配当金額	100	99	98	98	97
出資配当額	100	99	98	98	97
特別配当額 （事業利用分量配当額）	－	－	－	－	－
職員数	372	347	324	317	304
単体自己資本比率	15.17	15.78	16.40	17.60	18.29

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはおこなっていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年度金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資金運用収支	2,566	2,501	65
役務取引等収支	82	80	2
その他信用事業収支	△384	△313	△71
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	2,649 (0.65)	2,581 (0.62)	68 (0.04)
事業粗利益 （事業粗利益率）	4,578 (1.02)	4,463 (0.97)	114 (0.06)
事業純益	1,500	1,410	90
実質事業利益	1,500	1,410	90
コア事業純益	1,500	1,410	90
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く）	1,500	1,410	90

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用

3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用
＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

項 目	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	404,539	3,239	0.80	418,031	2,507	0.60
うち預金	346,678	2,564	0.74	362,324	1,957	0.54
うち有価証券	3,338	28	0.85	3,160	24	0.77
うち貸出金	54,522	646	1.18	52,547	526	1.00
資金調達勘定	405,702	859	0.21	419,908	258	0.06
うち貯金・定期積金	405,702	859	0.21	419,908	258	0.06
うち借入金	－	－	－	0	0	0.99
総資金利ざや	－	－	0.27	－	－	0.23

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項 目	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	731	5
うち預金	607	19
うち有価証券	3	△7
うち貸出金	120	△5
支 払 利 息	600	105
うち貯金・定期積金	600	105
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	△0	0
差 引	130	△99

（注）1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
流動性貯金	157,472(38.8)	156,757(37.3)	715
定期性貯金	248,171(61.1)	263,105(62.6)	△14,933
その他の貯金	65(0.0)	45(0.0)	20
計	405,710(100.0)	419,907(100.0)	△14,197
譲渡性貯金	-(-)	-(-)	-
合 計	405,710(100.0)	419,907(100.0)	△14,197

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
定期貯金	238,313(100.0)	246,866(100.0)	△8,553
うち固定金利定期	238,294(99.9)	246,848(99.9)	△8,554
うち変動金利定期	19(0.0)	18(0.0)	1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
手形貸付	236	189	47
証書貸付	53,839	51,886	1,952
当座貸越	444	477	△32
割引手形	-	-	-
金融機関貸付	-	-	-
合 計	54,519	52,552	1,967

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
固定金利貸出	21,816(38.5)	15,592(29.7)	6,223
変動金利貸出	34,278(60.5)	36,213(69.0)	△1,935
その他	555(0.9)	620(1.1)	△65
合 計	56,650(100.0)	52,427(100.0)	4,223

(注) () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
貯金・定期積金等	1,124	1,239	△114
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	0	2	△1
その他担保物	-	-	-
小 計	1,125	1,241	△115
農業信用基金協会保証	39,773	37,841	1,931
その他保証	8,249	8,498	△248
小 計	48,022	46,340	1,682
信用	7,501	4,845	2,656
合 計	56,650	52,427	4,223

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
設備資金	55,904(98.7)	51,636(98.5)	4,268
運転資金	745(1.3)	790(1.5)	△45
合 計	56,650(100.0)	52,427(100.0)	4,223

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
農業	863(1.5)	860(1.6)	2
林業	10(0.0)	11(0.0)	△0
水産業	-(-)	-(-)	-
製造業	3,376(6.0)	3,168(6.0)	207
鉱業	44(0.0)	42(0.0)	1
建設・不動産業	906(1.6)	740(1.4)	165
電気・ガス・熱供給・水道業	63(0.1)	54(0.1)	9
運輸・通信業	942(1.6)	804(1.5)	137
金融・保険業	242(0.4)	207(0.3)	35
卸売・小売・サービス業・飲食業	2,619(4.6)	2,267(4.3)	352
地方公共団体	5,594(9.8)	2,627(5.0)	2,966
その他	41,986(74.1)	41,641(79.4)	344
合 計	56,650(100.0)	52,427(100.0)	4,223

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
農業	453	424	28
穀作	335	305	30
野菜・園芸	20	22	△1
果樹・樹園農業	23	28	△4
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	5	4	1
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	67	63	3
農業関連団体等	－	－	－
合 計	453	424	28

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
プロパー資金	453	424	28
農業制度資金	－	－	－
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	－	－	－
合 計	453	424	28

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等をおこなうことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	－	－	－

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7年度	176	33	-	143	176
	6年度	210	51	-	159	210
危険債権	7年度	125	75	50	-	125
	6年度	130	78	52	-	130
要管理債権	7年度	-	-	-	-	-
	6年度	-	-	-	-	-
	三月以上延滞債権	7年度	-	-	-	-
		6年度	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	7年度	-	-	-	-
		6年度	-	-	-	-
小 計	7年度	301	108	50	143	301
	6年度	341	129	52	159	341
正常債権	7年度	56,373				
	6年度	52,108				
合 計	7年度	56,675				
	6年度	52,449				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和7年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	108	78	-	108	78	135	108	-	135	108
個別貸倒引当金	160	143	-	160	143	177	160	-	177	160
合 計	269	222	-	269	222	313	269	-	313	269

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和7年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	62	532	56	531
	金 額	49,388	108,454	49,120	108,936
代金取立為替	件 数	0	0	0	-
	金 額	2	0	20	-
雑 為 替	件 数	2	2	2	2
	金 額	1,814	11,980	2,119	11,141
合 計	件 数	64	535	59	534
	金 額	51,205	120,435	51,259	120,077

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和7年度	令和6年度	増 減
国 債	776	488	288
社 債	2,561	2,671	△109
合 計	3,338	3,160	178

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和7年度								
国 債	-	-	591	-	578	393	-	1,563
社 債	99	490	97	180	180	890	-	1,939
令和6年度								
国 債	-	-	-	-	-	428	-	428
社 債	299	395	292	185	189	1,002	-	2,366

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債権]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位：百万円)

	種 類	令和 7 年度			令和 6 年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	債券	4,089	3,502	△586	3,192	2,795	△397
	国債	1,689	1,563	△126	493	428	△64
	社債	2,399	1,939	△460	2,699	2,366	△332
合 計		4,089	3,502	△586	3,192	2,795	△397

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(6) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

(単位：百万円)

	令和 7 年度	令和 6 年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	1,627	1,106

(注) 投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

② 残高有り投資信託口座数

(単位：口座)

	令和 7 年度	令和 6 年度
残高有り投資信託口座数	1,764	1,456

2. 共済事業

(1) 長期共済保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	24,514	199,426	24,436	207,086
	定期生命共済	294	2,626	296	2,623
	養老生命共済	6,761	24,360	7,206	27,639
	うちこども共済	5,784	15,524	5,932	16,673
	医療共済	13,342	2,169	13,576	2,346
	がん共済	4,301	418	4,177	444
	定期医療共済	191	256	205	280
	介護共済	4,765	12,332	4,518	11,367
	認知症共済	340		314	
	生活障害共済	1,770		1,818	
	特定重度疾病共済	1,692		1,667	
	年金共済	12,304	295	12,401	337
	建物更生共済	14,585	204,038	15,016	207,703
合 計		84,859	445,922	85,630	459,828

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
医療共済			48		54
		13,342	900	13,576	783
がん共済			20		23
		4,301	92	4,177	-
定期医療共済		191	0	205	0
合 計			70		79
		17,834	993	17,958	783

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、百万円)

種 類		令和 7 年度		令和 6 年度	
		件数	金額	件数	金額
介護共済		4,765	15,710	4,518	14,161
認知症共済		340	626	314	567
生活障害共済 (一時金型)		1,159	8,747	1,208	9,159
生活障害共済 (定期年金型)		611	550	610	552
特定重度疾病共済		1,692	1,808	1,667	1,783

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 7 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	8,805	5,505	9,012	5,684
年金開始後	3,499	2,017	3,389	1,916
合 計	12,304	7,523	12,401	7,600

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	令和 7 年度			令和 6 年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,612	26,061	22	1,630	26,146	22
自動車共済	19,833		878	19,495		836
傷害共済	8,217	25,249	7	7,873	27,272	7
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	1	4	0	1	4	0
賠償責任共済	154		0	150		0
自賠責共済	8,597		145	8,425		142
合 計	38,414		1,053	37,574		1,009

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品

(単位：百万円)

種 類			令和 7 年度		令和 6 年度	
			供給高	粗収益	供給高	粗収益
生産資材	肥 料		492	80	460	76
	農 薬		298	46	295	45
	飼 料		113	3	111	3
	農業機械		379	59	417	61
	そ の 他		199	25	194	30
	計		1, 483	215	1, 479	217
生活物資	食 品	米	52	9	35	7
		一般食品	44	6	46	6
	衣 料 品		6	0	6	0
	耐久消費財		101	9	78	7
	日用保健雑貨		21	2	21	2
	計		226	30	188	25
合 計			1, 709	245	1, 667	242

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品

(単位：百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度
	取扱高	取扱高
米	3,265	3,048
麦	65	34
豆・雑穀	－	－
黒 大 豆	71	66
野 菜	37	40
果 実	36	38
花き・花木	4	4
畜 産 物	157	151
そ の 他	505	504
合 計	4,144	3,887

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

② 買取販売品

(単位：百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度
	取扱高	取扱高
直売所取扱品	40	56
合 計	40	56

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 7 年度	令和 6 年度
収 益	保 管 料	40	42
	荷 役 料	4	4
	検 査 手 数 料	11	10
	保 管 雑 収 入	0	0
	合 計	56	58
費 用	保 管 委 託 料	17	15
	保 管 労 務 費	－	0
	検 査 費 用	0	0
	保 管 雑 費	7	6
	合 計	25	22

(4) 利用事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 7 年度	令和 6 年度
収 益	精 米 収 益	7	7
	育 苗 収 益	289	273
	カントリーエレベーター・ライスセンター収益	207	180
	合 計	504	461
費 用	精 米 費 用	0	0
	育 苗 費 用	162	149
	カントリーエレベーター・ライスセンター費用	127	113
	合 計	290	263

(5) 農業経営事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
農 業 經 営 事 業 収 益	0	0
農 業 經 営 事 業 費 用	0	1

(6) 宅地等供給事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和7年度	令和6年度
収 益	宅 地 等 賃 貸 料	4	4
	宅 地 等 供 給 手 数 料	0	0
	賃貸住宅等管理手数料	0	0
	賃貸住宅等管理雑収入	-	0
	宅 地 等 供 給 雑 収 入	0	0
	合 計	5	5
費 用	宅 地 等 供 給 雑 費	0	0
	合 計	0	0

(7) 受託農作業事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
受 託 農 作 業 事 業 収 益	75	74
受 託 農 作 業 事 業 費 用	63	62

(8) 指導事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 7 年度	令和 6 年度
収 入	実 費 収 入	7	5
	合 計	7	5
支 出	営 農 改 善 費	39	39
	生 活 文 化 事 業 費	1	1
	教 育 情 報 費	13	23
	合 計	54	64

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.23	0.01
資本経常利益率	4.06	4.07	△0.01
総資産当期純利益率	0.19	0.17	0.02
資本当期純利益率	3.09	3.03	0.06

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
貯貸率	期 末	14.17	12.82	1.35
	期中平均	13.44	12.51	0.93
貯証率	期 末	0.88	0.68	0.20
	期中平均	0.82	0.75	0.07

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	27,618	26,913
うち、出資金及び資本準備金の額	3,324	3,357
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	24,466	23,728
うち、外部流出予定額 (△)	97	98
うち、上記以外に該当するものの額	△74	△73
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78	108
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	78	108
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	27,696	27,022
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

項 目	令和7年度	令和6年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	27,696	27,021
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	146,419	148,356
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,992	5,096
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	151,412	153,452
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	18.29%	17.60%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する 所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	665	-	-	886	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,693	-	-	494	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	5,594	-	-	2,628	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	337,670	67,534	2,701	351,457	70,291	2,811
	（うち第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	2,403	871	34	2,704	1,021	40
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,373	634	25	3,854	725	29
	（うちトランザクター向け）	74	33	1	61	27	1
	不動産関連向け	7,789	3,456	138	7,945	3,462	138
	（うち自己居住用不動産等向け）	6,518	2,735	109	6,478	2,624	104
	（うち賃貸用不動産向け）	1,270	720	28	1,467	837	33
	（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産等向け を除く。）	242	22	0	281	33	1
	自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	35	14	0	42	16	0
	取立未済手形	282	56	2	271	54	2
	信用保証協会等による保証付	39,792	3,945	157	37,858	3,764	150
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-

		令和 7 年度			令和 6 年度		
		エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	株式等	721	938	37	717	717	28
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	上記以外	33,492	68,946	2,757	32,730	68,270	2,730
	（うち重要な出資のエクスポ ジャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部 TLAC 関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち農林中央金庫の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー）	23,242	58,105	2,324	23,242	58,105	2,324
	（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクスポ ージャー）	394	985	39	451	1,127	45
	（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポ ージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段に係るエク スポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	9,856	9,856	394	9,037	9,037	361
	証券化	-	-	-	-	-	-
	（うち STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（短期 STC 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち STC・不良債権証券化適用 対象外分）	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
	（うちマンドレート方式）	-	-	-	-	-	-

				令和 7 年度			令和 6 年度		
				エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
			(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-
			(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-
			(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)			-	-	-	-	-	-
	標準的手法を運用するエクスポージャー計			433, 759	146, 419	5, 856	441, 871	148, 356	5, 934
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)			-	-	-	-	-	-
	中央清算期間関連エクスポージャー			-	-	-	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)				433, 759	146, 419	5, 856	441, 871	148, 356	5, 934
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞				オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で 除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
				4, 992	199		5, 096	203	
所要自己資本額				リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
				151, 412	6, 056		153, 452	6, 138	

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和 7 年度	令和 6 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	4,992	5,096
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	199	203
B I	3,328	3,397
B I C	399	407

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和 7 年度					令和 6 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	433,759	56,827	4,097	-	278	441,871	52,608	3,198	-	324
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		433,759	56,827	4,097	-	278	441,871	52,608	3,198	-	324
法人	農業	73	73	-	-	-	63	63	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	25	25	-	-	-	24	24	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	323	223	100	-	56	337	237	100	-	56
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,201	-	1,201	-	-	1,301	-	1,301	-	-
	運輸・通信業	901	-	901	-	-	901	-	901	-	-
	金融・保険業	337,770	-	100	-	-	351,758	-	300	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	144	44	100	-	-	150	50	100	-	-
	日本国政府・地方公共団体	7,288	5,594	1,693	-	-	3,122	2,628	494	-	-
	上記以外	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別残高計		433,759	56,827	4,097	-	278	441,871	52,608	3,198	-	324
	1年以下	338,397	627	99	-		352,378	620	300	-	
	1年超3年以下	1,366	865	501	-		1,271	870	400	-	
	3年超5年以下	2,553	1,852	700	-		2,000	1,699	300	-	
	5年超7年以下	1,762	1,562	200	-		2,139	1,939	200	-	
	7年超10年以下	6,153	5,354	799	-		3,591	3,391	200	-	
	10年超	47,559	45,764	1,795	-		44,957	43,162	1,795	-	
	期限の定めのないもの	35,964	800	-	-		35,533	925	-	-	
残存期間別残高計		433,759	56,827	4,097	-		441,871	52,608	3,198	-	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和7年度						令和6年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金		108	78	-	108	78		135	108	-	135	108	
個別貸倒引当金		160	143	-	160	143		177	160	-	177	160	
	国 内	160	143	-	160	143		177	160	-	177	160	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	160	143	-	160	143		177	160	-	177	160	
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・ 不動産業	56	56	-	56	56	-	58	56	-	58	56	-
	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・ 飲食・ サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		103	87	-	103	87	-	119	103	-	119	103	-
業種別計		160	143	-	160	143	-	177	160	-	177	160	-

③ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バランス資 産項目	オフ・バランス資 産項目	オン・バランス資 産項目	オフ・バランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	$F (=E / (C + D))$
現金	0	665	—	665	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,693	—	1,693	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,594	—	5,594	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	337,670	—	337,670	—	67,534	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	2,403	—	2,403	—	871	36
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,222	1,496	2,480	150	634	24
（うちトランザクター向け）	45	—	744	—	74	33	45
不動産関連向け	20～150	7,789	—	7,703	—	3,456	45
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	6,518	—	6,498	—	2,735	42
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,270	—	1,205	—	720	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	120	—	19	—	22	111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	14	—	14	—	14	100
取立未済手形	20	282	—	282	—	56	20
信用保証協会等による保証付	0～10	39,792	—	39,455	—	3,945	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
株式等	250～400	721	—	721	—	938	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	33,492	—	33,492	—	68,946	206
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	23,242	—	23,242	—	58,105	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	394	—	394	—	985	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	9,856	—	9,856	—	9,856	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					146,419	

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平 均値 (%)
		オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	$F(=E/(C+D))$
現金	0	886	—	886	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	494	—	494	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	2,628	—	2,628	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	351,457	—	351,457	—	70,291	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	2,704	—	2,704	—	1,021	38
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,697	1,552	2,814	156	725	24
（うちトランザクター向け）	45	—	612	—	61	27	45
不動産関連向け	20～150	7,945	—	7,851	—	3,462	44
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	6,478	—	6,450	—	2,624	41
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,467	—	1,401	—	837	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	147	—	31	—	33	103
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	16	—	16	—	16	100
取立未済手形	20	271	—	271	—	54	20
信用保証協会等による保証付	0～10	37,858	—	37,640	—	3,764	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
株式等	250～400	717	—	717	—	717	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	32,730	—	32,730	—	68,270	209
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	23,242	—	23,242	—	58,105	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	451	—	451	—	1,127	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	9,037	—	9,037	—	9,037	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち STC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					148,356	

④ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および
信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,693		-		-		-		-		-		1,693			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-			
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	5,594		-		-		-		-		-		-	5,594		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-	-		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	337,670		-		-		-		-		-		-	-	337,670	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,100		1,302		-		-		-		-		-	-	-	2,403
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-		-	-	-	-
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-		-	
株式等	-			-			721			-			-		721	
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	74			160			7			2,389			2,631			
（うちトランザクター向け）	74			-			-			-			74			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け	413	-	-	-	309	-	-	-	-	-	2,493	3,281	6,498			
うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	1,201	-	-	-	-	-	4	1,205			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-			
うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-			
	60%				その他					合計						
不動産関連向け	-				-					-						
うちその他不動産関連向け	-				-					-						
	100%				150%			その他			合計					
不動産関連向け	-				-			-			-					
うちＡＤＣ向け	-				-			-			-					
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3			8			8			0			19			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			14			-			-			14			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	665		-		-		-		-		665					
取立未済手形	-		-		282		-		-		282					
信用保証協会等による保証付	-		39,451		0		0		3		39,455					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-					
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-					

[令和6年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	494		-		-		-		-		-	494			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-	-			
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-	-			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	2,628		-		-		-		-		-	-	2,628		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	351,457		-		-		-		-		-	-	-	351,457	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-	-	-	-	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,100		1,603		-		-		-		-	-	-	-	2,704
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-	-
	100%			150%			250%			400%			その他	合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-	-	-
株式等	-			-			717			-			-	-	717
	45%				75%				100%				その他	合計	
中堅中小企業等向け及び個人向け	61				176				6				2,727	2,971	
（うちトランザクター向け）	61				-				-				-	61	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	492	-	-	-	366	-	-	-	-	-	2,294	3,296	6,450		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,395	-	-	-	-	5	1,401			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-	-			
	60%					その他					合計				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-					-					-				
	100%				150%				その他				合計		
不動産関連向け うちA D C向け	-				-				-				-		
	50%			100%			150%			その他			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	11			6			14			-			31		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			16			-			-			16		
	0%		10%		20%		100%		その他			合計			
現金	886		-		-		-		-			886			
取立未済手形	-		-		271		-		-			271			
信用保証協会等による保証付	-		37,637		-		0		2			37,640			
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-			-			
共済約款貸付	-		-		-		-		-			-			

⑤ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平 均值 (%)	資産の額 および与 信相当額 の合計額 (CCF・信 用リスク 削減効果 適用後)	CCF・信用リスク 削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平 均值 (%)	資産の額 および与 信相当額 の合計額 (CCF・信 用リスク 削減効果 適用後)
	オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目			オン・ バラン ス資産 項目	オフ・ バラン ス資産 項目		
40%未満	393,977	-	-	392,758	402,501	-	-	401,240
40%～70%	2,579	744	10%	2,617	3,079	612	10%	3,108
75%	2,593	710	10%	2,654	2,397	892	10%	2,470
80%	0	0	11%	0	-	0	11%	0
85%	63	-	-	63	84	-	-	84
90%～100%	29	1	10%	29	28	1	10%	28
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	8	-	-	8	14	-	-	14
250%	721	-	-	721	717	-	-	717
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	40	10%	4	0	45	10%	5
合計	399,972	1,496	10%	398,856	408,823	1,552	10%	407,669

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートジャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートジャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポートジャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートジャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A 3 以上、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートジャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後の エクスポートジャー 額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	262	2,053	-	227	2,408	-
自己居住用不動産等向け	-	3,662	-	-	3,756	-
賃貸用不動産向け	4	-	-	5	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	266	5,715	-	233	6,164	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当 J A は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

自己資本比率の算出上で考慮すべき「オペレーショナル・リスク」は、P. 11「リスク管理の状況」に記載しているオペレーショナル・リスク、事務リスク、システムリスク等が該当し、それぞれ記載の管理方法で管理しています。

◇B I の算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L M の算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 7 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非上場	23,963	23,963	23,959	23,959
合 計	23,963	23,963	23,959	23,959

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 7 年度			令和 6 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会において、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎四半期末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジによっています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるシ

ック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点)

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

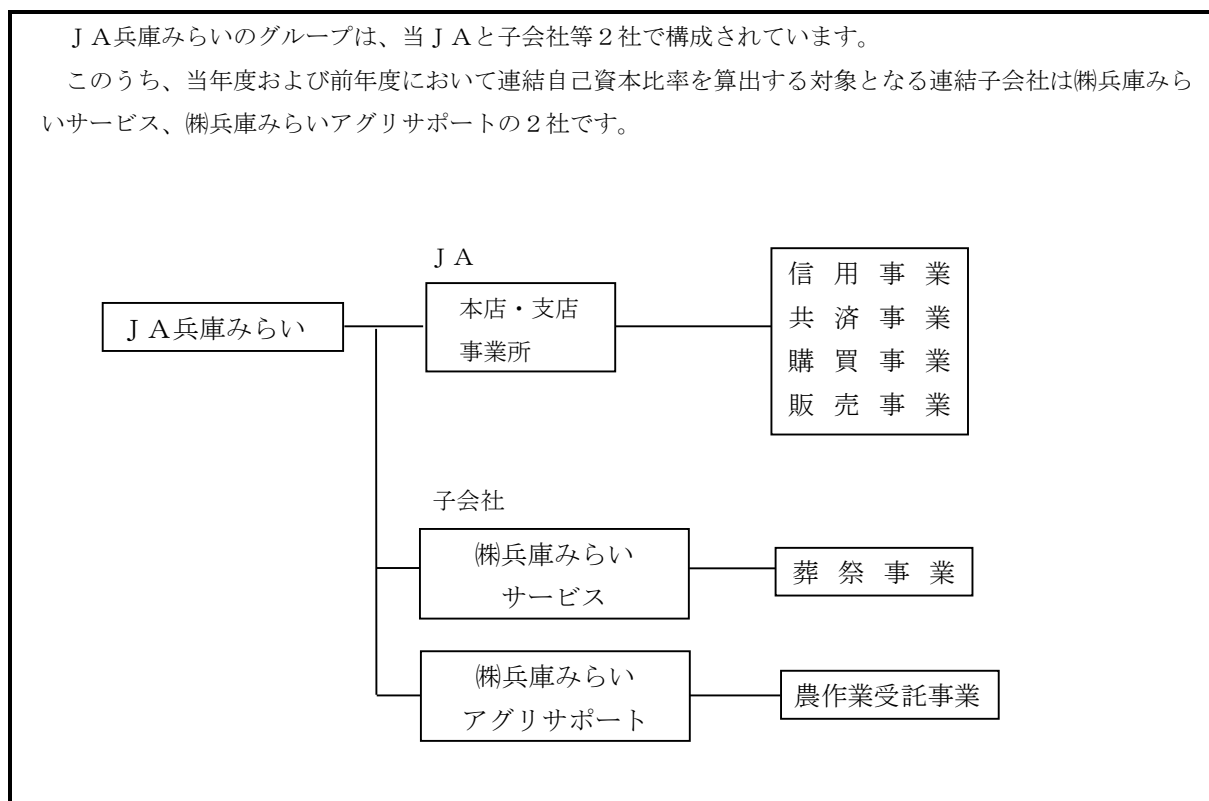
(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	-	-	-	-
2	下方パラレルシフト	1,047	694	332	258
3	スティープ化	26	158		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,047	694	332	258
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	27,696		27,021	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

（単位：百万円、％）

名 称	主たる営業所又は 事務所の所在地	事業の内容	設 立 年月日	資本金又は出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
㈱兵庫みらい サービス	兵庫県小野市上本町 195 番地の 6	葬祭の請負 葬祭事業全般	平成 16 年 9 月 1 日	20	100	100
㈱兵庫みらい アグリサポート	兵庫県三木市口吉川町 蓮花寺 144 番地の 1	農作業 受託事業	平成 20 年 10 月 1 日	30	100	100

（３）連結事業概況（令和７年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和７年度の当ＪＡの連結決算は、子会社等２社を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益 1,148 百万円、連結当期剰余金 874 百万円、連結純資産 27,868 百万円、連結総資産 432,996 百万円で、連結自己資本比率は 18.56%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

㈱兵庫みらいサービス

令和７年度は、ホールの施設力を最大限に活用して、家族葬が主流となる昨今、社員一同、利用者のご希望に沿った葬儀を提案し、ご満足いただける施行に努めてまいりました。葬祭事業部門において売上高は 395 百万円となりました。この結果、当期純利益は 24 百万円となりました。

㈱兵庫みらいアグリサポート

令和７年度は、年間を通じて概ね順調に推移したものの、平年に比べて梅雨の期間が短く、6月中旬以降は連日平年を上回る高温と少雨が続いたため、水不足が懸念される厳しい局面もありました。農作業受託面積は 570.0ha となり、売上高は 79 百万円となりました。この結果、当期純利益は 14 百万円となりました。

事業環境は非常に厳しい状況にありますが、受託農作業を中心にサービスの充実を図り、今後もＪＡ兵庫みらいと連携し、「地域農業を守る」を基本理念として、農家とのコミュニケーションを大切にしてい地域農業のサポートに尽力してまいります。

（４）最近５年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、％）

項 目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
連結事業収益	7,079	7,206	6,780	6,749	7,391
信用事業収益	3,149	3,174	3,020	2,966	3,560
共済事業収益	1,022	954	931	941	955
農業関連事業収益	2,055	2,193	2,057	2,143	2,135
その他事業収益	852	883	770	699	740
連結経常利益	1,040	1,309	1,198	1,129	1,148
連結当期剰余金	756	922	900	839	874
連結純資産額	25,136	25,862	26,587	27,381	27,868
連結総資産額	462,956	462,994	454,665	441,185	432,996
連結自己資本比率	15.33	15.97	16.58	17.87	18.56

（注）１．連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。

２．「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	400,485	409,498
(1) 現金及び預金	337,857	352,253
(2) 有価証券	3,502	2,795
(3) 貸出金	56,650	52,427
(4) その他の信用事業資産	2,686	2,278
(5) 貸倒引当金	△210	△255
2 共済事業資産	4	2
3 経済事業資産	4,143	3,167
(1) 経済事業未収金	520	469
(2) 経済受託債権	3,290	2,420
(3) 棚卸資産	258	214
(4) その他の経済事業資産	86	76
(5) 貸倒引当金	△12	△13
4 雑資産	205	223
5 固定資産	3,827	3,968
(1) 有形固定資産	3,825	3,967
建物	7,383	7,359
機械装置	2,268	2,255
土地	1,756	1,756
リース資産	-	37
その他の有形固定資産	1,385	1,370
減価償却累計額	△8,968	△8,812
(2) 無形固定資産	1	1
6 外部出資	23,915	23,911
(1) 外部出資	23,915	23,911
7 繰延税金資産	414	413
資産の部合計	432,996	441,185

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度 (令和8年3月31日)	令和 6 年度 (令和7年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	401,045	409,933
(1) 貯金	399,303	408,737
(2) その他の信用事業負債	1,742	1,196
2 共済事業負債	559	557
(1) 共済資金	123	116
(2) 未経過共済付加収入	419	426
(3) その他の共済事業負債	17	14
3 経済事業負債	1,982	1,761
(1) 経済事業未払金	263	242
(2) 経済受託債務	1,588	1,405
(3) その他の経済事業負債	130	113
4 雑負債	338	339
5 諸引当金	1,201	1,211
(1) 賞与引当金	197	195
(2) 退職給付に係る負債	812	818
(3) 役員退職慰労引当金	35	23
(4) 特例業務負担金引当金	155	174
負債の部合計	405,128	413,803
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	28,185	27,442
(1) 出資金	3,324	3,357
(2) 利益剰余金	24,935	24,159
(3) 処分未済持分	△74	△73
(4) 子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
2 評価・換算差額等	△317	△60
(1) その他有価証券評価差額金	△586	△397
(2) 退職給付に係る調整累計額	269	337
純資産の部合計	27,868	27,381
負債及び純資産の部合計	432,996	441,185

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1 事業総利益	4,009	3,989
(1) 信用事業収益	3,560	2,966
資金運用収益	3,430	2,762
(うち預金利息)	(2,564)	(1,957)
(うち有価証券利息)	(28)	(24)
(うち貸出金利息)	(646)	(526)
(うちその他受入利息)	(190)	(254)
役務取引等収益	94	92
その他の経常収益	35	112
(2) 信用事業費用	1,294	698
資金調達費用	863	261
(うち貯金利息)	(855)	(255)
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(3)
(うち借入金利息)	(-)	(0)
(うちその他支払利息)	(3)	(2)
役務取引等費用	11	11
その他の経常費用	420	425
信用事業総利益	2,265	2,268
(3) 共済事業収益	955	941
共済付加収入	892	886
その他の収益	62	54
(4) 共済事業費用	86	83
共済推進費及び共済保全費	24	23
その他の費用	61	59
共済事業総利益	868	857
(5) 購買事業収益	1,822	1,825
購買品供給高	1,752	1,759
購買手数料	13	12
その他の収益	57	53
(6) 購買事業費用	1,427	1,418
購買品供給原価	1,350	1,345
その他の費用	76	72
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(△0)
購買事業総利益	395	407
(7) 販売事業収益	312	318
買取販売品販売高	40	56
販売手数料	249	235
その他の収益	22	26
(8) 販売事業費用	119	128
買取販売品販売原価	35	46
その他の費用	83	82
販売事業総利益	193	189
(9) その他事業収益	740	699
(10) その他事業費用	453	432
その他事業総利益	286	266

科 目	令和 7 年度 (自 令和7年4月 1 日 至 令和8年3月31日)	令和 6 年度 (自 令和6年4月 1 日 至 令和7年3月31日)
2 事業管理費	3,256	3,239
(1) 人件費	2,403	2,394
(2) その他事業管理費	852	845
事業利益	753	749
3 事業外収益	401	384
(1) 受取雑利息	0	0
(2) 受取出資配当金	304	301
(3) 賃貸料	23	24
(4) 貸倒引当金戻入益	46	44
(5) 雑収入	26	14
4 事業外費用	6	4
(1) 支払雑利息	0	0
(2) 寄付金	3	3
(3) 雑損失	3	1
経常利益	1,148	1,129
5 特別利益	0	6
(1) 固定資産処分益	0	6
6 特別損失	0	9
(1) 固定資産処分損	0	7
(2) 減損損失	-	1
税金等調整前当期利益	1,148	1,126
法人税・住民税及び事業税	248	257
法人税等調整額	25	29
法人税等合計	273	287
当期利益	874	839
当期剰余金	874	839

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度
1 利益剰余金期首残高	24,159	23,418
2 利益剰余金増加高	874	839
当期剰余金	874	839
3 利益剰余金減少高	98	98
配当金	98	98
4 利益剰余金期末残高	24,935	24,159

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書 (間接法)

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
	(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,148	1,126
減価償却費	219	234
減損損失	-	1
貸倒引当金の増減額	△45	△44
賞与引当金の増減額	2	4
退職給付に係る負債の増減額	△99	△8
その他引当金等の増減額	△7	△78
信用事業資金運用収益	△3,239	△2,507
信用事業資金調達費用	859	258
受取雑利息及び受取出資配当金	△304	△301
支払雑利息	0	0
有価証券関係損益	△0	△0
固定資産売却損益	△0	1
その他	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	△4,223	△141
預金の純増減	22,300	11,800
貯金の純増減	△9,434	△13,946
その他の信用事業資産の純増減	△92	102
その他の信用事業負債の純増減	236	50
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減	6	31
未経過共済付加収入の純増減	△6	△10
その他の共済事業資産の純増減	△1	1
その他の共済事業負債の純増減	2	△2
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
経済事業未収金の純増減	△50	15
経済受託債権の純増減	△869	132
棚卸資産の純増減	△44	△6
経済事業未払金の純増減	21	2
経済受託債務の純増減	182	4
その他の経済事業資産の純増減	△10	5
その他の経済事業負債の純増減	16	△0

科 目	令和 7 年度 (自 令和7年4月 1 日 至 令和8年3月31日)	令和 6 年度 (自 令和6年4月 1 日 至 令和7年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	18	32
その他の負債の純増減	7	△9
信用事業資金運用による収入	2,923	2,510
信用事業資金調達による支出	△549	△165
小 計	8,966	△907
雑利息及び出資配当金の受取額	304	301
雑利息の支払額	△0	△0
法人税等の支払額	△257	△323
事業活動によるキャッシュ・フロー	9,014	△929
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,196	△200
有価証券の償還による収入	301	99
固定資産の取得による支出	△78	△175
固定資産の売却による収入	0	7
外部出資による支出	△5	△4
外部出資の売却等による収入	1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△978	△272
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	133	148
出資の払戻しによる支出	△142	△156
持分の取得による支出	△38	△36
持分の譲渡による収入	13	21
出資配当金の支払額	△98	△98
財務活動によるキャッシュ・フロー	△131	△122
4 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)	7,904	△1,324
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,336	2,660
6 現金及び現金同等物の期末残高	9,240	1,336

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(令和 7 年度)	(令和 6 年度)
現金および預金勘定	337,857	352,253
別段預金および定期性預金	△328,617	△350,917
現金および現金同等物	9,240	1,336

(9) 連結注記表

(令和7年度)

1. 連結財務諸表の作成

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社

株式会社 兵庫みらいサービス

株式会社 兵庫みらいアグリサポート

②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

②持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(単品・数量管理品)	総平均法による原価法
購買品(売価管理品)	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により計算した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(5) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 414,867千円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度としておこなっています。

課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 222,488 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位: 千円)

項 目	金 額
建物	302,631
構築物	15,011
機械装置	355,272
その他の有形固定資産	6,846
合 計	679,761

(注) 平成14年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 4,232,000 千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金 650,000 千円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(3) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位: 千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	176,356
危険債権	125,061
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	301,417

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金（(1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部門が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.50%下落したものと想定した場合には、経済価値が517,994千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表

には含めていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	337,191,354	336,195,411	△995,943
有価証券			
其他有価証券	3,502,630	3,502,630	—
貸出金	56,650,109		
貸倒引当金(*)	△210,685		
貸倒引当金控除後	56,439,423	55,573,020	△866,403
資 産 計	397,133,408	395,271,061	△1,862,346
貯金	399,303,020	397,771,833	△1,531,186
負 債 計	399,303,020	397,771,833	△1,531,186

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	23,915,440

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	337,191,354	—	—	—	—	—
其他有価証券のうち 満期があるもの	100,000	300,000	200,000	100,000	600,000	2,800,000
貸出金(*1,2,3)	4,195,394	3,444,953	3,272,217	3,083,904	2,880,136	39,566,291
合 計	341,486,749	3,744,953	3,472,217	3,183,904	3,480,136	42,366,291

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 421,735 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 200,741 千円は償還の予定が見

込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 6,470 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(※)	355,474,386	5,000,099	37,897,252	422,605	306,113	202,562

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価または償却 原価を超えないもの	国債	1,689,964	1,563,620	△126,344
	社債	2,399,432	1,939,010	△460,422
合 計		4,089,397	3,502,630	△586,767

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,304,011千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	818,191
② 勤務費用	15,562
③ 利息費用	12,534
④ 数理計算上の差異の発生額	△2,993
⑤ 退職給付の支払額	△30,870
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	812,955

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	812,955
② 未積立退職給付債務 (①)	812,955
③ 貸借対照表計上額純額 (②)	812,955
退職給付引当金	812,955

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
① 勤務費用	15,562
② 利息費用	12,534
③ 数理計算上の差異の費用処理額	△96,354
④ 過去勤務費用の費用処理額	—
合 計 (①+②+③+④)	△68,257

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金80,148千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳（税効果控除前）

(単位:千円)

項 目	金 額
①未認識数理計算上の差異	373,728
②未認識過去勤務費用	—

(6) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	1.58%
②数理計算上の差異の処理年数	10 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

(7) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金25,329千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、159,880千円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	15,266
	役員退職慰労引当金	10,281
	賞与引当金・健康保険・厚生年金	63,524
	退職給付引当金	229,449
	特例業務負担金引当金	44,373
	土地減損損失	19,361
	減価償却超過額	9,390
	その他有価証券評価差額金	167,815
	その他	107,472
	小 計	666,936
	評価性引当額	△250,347
合 計		416,589
繰延 税金 負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△89
	未払消費税	△1,631
	合 計	△1,721
繰延税金資産の純額		414,867

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位:%)

（単位：％）

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.46
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.69
	住民税均等割	0.54
	評価性引当額の増減	△0.99
	その他	△0.38
税効果会計適用後の法人税等の負担率		23.83

9. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

10. キャッシュフロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	337,857,490 千円
別段預金および定期性預金	△328,617,120 千円
現金および現金同等物	9,240,370 千円

(令和6年度)

1. 連結財務諸表の作成

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・2社

株式会社 兵庫みらいサービス

株式会社 兵庫みらいアグリサポート

②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

②持分法非適用の関連法人等・・・・・・・・・・該当ありません。

(3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価に関する事項

連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

(5) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準および評価方法

①有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しています。

②棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品（単品・数量管理品）	総平均法による原価法
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む）については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権およびそれと同等の状況にある債

務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

すべての債権は、資産査定規程および資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき計上しています。

ア．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ．数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に対して支払う特例業務負担金の支出に充てるため、当期末における特例業務負担金の将来見込額に基づき計上しています。

（４）収益および費用の計上基準

【収益認識関連】

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

（５）消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税は、税抜方式による会計処理をおこなっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。

（６）計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「－」で表示しています。

（７）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

（１）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 415,484 千円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度としておこなっています。

課税所得の見積額については、令和4年3月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,275 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、収支シミュレーションを勘案して算出しており、収支シミュレーションの期間終了後の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 269,287 千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

ア. 算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

イ. 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

ウ. 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
建物	302,631
構築物	15,011
機械装置	355,272
その他の有形固定資産	6,846
合 計	679,761

(注) 平成14年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の担保として、定期預金 4,232,000 千円を差し入れています。

当座貸越の担保として、定期預金 650,000 千円を差し入れています。

指定金融機関および収納事務取扱等の担保として、定期預金 200 千円を差し入れています。

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額】

(3) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位:千円)

項 目	金 額
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	210,869
危険債権	130,134
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合 計	341,003

(注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権(1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権(2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(1)に掲げるものを除く。)です。

3. 三月以上延滞債権(3)

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 ((1)および(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めをおこなった貸出金 ((1)、(2)および(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 連結損益計算書に関する注記

【減損損失】

(1) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから、単独の単位としています。

農業関連施設と営農生活センターは、各地区の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、地区ごとの共用資産としています。

本店はJA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

賃貸資産および不稼働資産については、個別物件単位としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

場 所	用 途	種 類	金 額 (内 訳)
旧西在田支店	賃貸資産	建物	1,275千円
倉庫他		土地	(建物 171千円)
(加西市下道山町)			(土地 1,104千円)

③減損損失の認識に至った経緯

上記賃貸資産の土地を一部売却したことに伴い、正味売却価額が下落したため、簿価との差額を減損損失として認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

上記資産の固定資産の回収可能価額については、正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づいて算定しています。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けをおこない、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの有価証券による運用をおこなっています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取

引については、本店にリスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査をおこなっています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価をおこなうとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定をおこなっています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正におこなっています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定をおこなっています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジをおこなっています。運用部門がおこなった取引についてはリスク管理部が適切な執行をおこなっているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定をおこない経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.51%下落したものと想定した場合には、経済価値が395,003千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断をおこなううえでの重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討をおこなっています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	351,365,994	350,679,280	△686,713
有価証券			
その他有価証券	2,795,240	2,795,240	—
貸出金	52,427,050		
貸倒引当金（※1）	△255,536		
貸倒引当金控除後	52,171,513	52,049,947	△121,566
資 産 計	406,332,747	405,524,467	△808,279
貯金	408,737,343	408,040,921	△696,421
負 債 計	408,737,343	408,040,921	△696,421

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	23,911,110

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	351,365,994	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	300,000	100,000	300,000	200,000	100,000	2,200,000
貸出金(*1,2,3)	3,954,478	3,114,201	2,947,060	2,774,030	2,592,563	36,824,441
合 計	355,620,472	3,214,201	3,247,060	2,974,030	2,692,563	39,024,441

(※1) 貸出金のうち、当座貸越 470,884 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、三月以上の延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 214,534 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 5,740 千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*)	398,986,109	3,132,382	5,515,241	344,063	457,844	301,700

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	493, 594	428, 700	△64, 894
	社債	2, 699, 238	2, 366, 540	△332, 698
合 計		3, 192, 833	2, 795, 240	△397, 593

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は1,274,669千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①期首における退職給付債務	1, 166, 929
②勤務費用	34, 397
③利息費用	—
④数理計算上の差異の発生額	△366, 477
⑤退職給付の支払額	△16, 658
⑥期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	818, 191

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

項 目	金 額
①退職給付債務	818, 191
②未積立退職給付債務 (①)	818, 191
③貸借対照表計上額純額 (②)	818, 191
退職給付引当金	818, 191

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は退職給付債務から控除しています。

(4) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

(単位:千円)

項 目	金 額
①勤務費用	34, 397
②利息費用	—
③数理計算上の差異の費用処理額	△26, 272
④過去勤務費用の費用処理額	—
合 計 (①+②+③+④)	8, 125

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金79,542千円は「厚生費」で処理しています。

(5) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位:千円)

項 目	金 額
①未認識数理計算上の差異	467, 741
②未認識過去勤務費用	—

(6) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比 率 等
①割引率	1. 58%
②数理計算上の差異の処理年数	10 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

(7) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金24,730千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、178,500千円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位:千円)

主 な 内 訳		当 期 末
繰 延 税 金 資 産	個別貸倒引当金繰入超過額	31,763
	役員退職慰労引当金	6,733
	賞与引当金	61,343
	退職給付引当金	231,135
	特例業務負担金引当金	49,663
	土地減損損失	19,361
	減価償却超過額	9,854
	その他有価証券評価差額金	113,711
	その他	99,590
	小 計	623,158
	評価性引当額	△207,673
合 計		415,484
繰延 税金 負債	資産除去債務に対応して計上した固定資産	△98
	未払消費税	△1,462
	合 計	△1,561
繰延税金資産の純額		413,923

(2) 法定実効税率

(単位:%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.64
	住民税均等割	0.55
	評価性引当額の増減	1.42
	防衛特別法人税による影響	△0.94
	その他	△0.24
税効果会計適用後の法人税等の負担率		25.49

(3) 「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税がおこなわれることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効率は従来の27.89%から28.60%に変更されますが、その影響は軽微です。

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

11. キャッシュフロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と（連結）貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	352,253,423 千円
別段預金および定期性預金	△350,917,320 千円
現金および現金同等物	1,336,103 千円

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和7年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権額	176	210	△34
危険債権額	125	130	△5
要管理債権額	－	－	－
うち三月以上延滞債権額	－	－	－
うち貸出条件緩和債権額	－	－	－
合 計 (A)	301	341	△39
うち担保・保証付債権額 (B)	158	181	△22
担保・保証控除後債権額 (C)	143	159	△16
個別計上貸倒引当金残高 (D)	143	159	△16
差 引 額 (E) = (C) - (D)	－	－	－
正常債権額	56,373	52,108	4,265

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と 5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

7. 担保・保証付債権額

農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。

8. 個別計上貸倒引当金残高

農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

9. 担保・保証控除後債権額

農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和7年度	令和6年度
信 用 事 業	事業収益	3,560	2,966
	経常利益	1,138	1,130
	資産の額	400,485	409,498
共 済 事 業	事業収益	955	941
	経常利益	263	259
	資産の額	4	2
農 業 関 連 事 業	事業収益	2,135	2,143
	経常利益	△113	△113
	資産の額	4,143	3,167
そ の 他 事 業	事業収益	740	699
	経常利益	△140	△147
	資産の額	28,363	28,517
合 計	事業収益	7,391	6,749
	経常利益	1,148	1,129
	資産の額	432,996	441,185

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における連結自己資本比率は、18.56%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	兵庫みらい農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目 に算入した額	3,324 百万円（前年度 3,356 百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	28,102	27,353
うち、出資金及び資本準備金の額	3,324	3,356
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	24,949	24,168
うち、外部流出予定額 (△)	97	98
うち、上記以外に該当するものの額	△74	△73
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	78	108
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	78	108
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	28,180	27,461
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1	0
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—

項 目		令和7年度	令和6年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	1	0
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））	(ハ)	28,179	27,460
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額		146,757	148,516
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—	—
勘定間の振替分		—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		4,992	5,096
フロア調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	151,750	153,612
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		18.56%	17.87%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する 所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和7年度			令和6年度		
		エクスポ ージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	666	-	-	887	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,693	-	-	494	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	5,594	-	-	2,628	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け	337,670	67,534	2,701	351,457	70,291	2,811
	（うち第一種金融商品取引業者及 び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含 む。）	2,403	871	34	2,704	1,021	40
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,373	634	25	3,854	725	29
	（うちトランザクター向け）	74	33	1	61	27	1
	不動産関連向け	7,789	3,456	138	7,945	3,462	138
	（うち自己居住用不動産等向け）	6,518	2,735	109	6,478	2,624	104
	（うち賃貸用不動産向け）	1,270	720	28	1,467	837	33
	（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-
	（うちADC向け）	-	-	-	-	-	-
	劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
	延滞等向け（自己居住用不動産等向け を除く。）	242	22	0	281	33	1
	自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	35	14	0	42	16	0
	取立未済手形	282	56	2	271	54	2
	信用保証協会等による保証付	39,792	3,945	157	37,858	3,764	150
	株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	-	-	-	-	-	-

		令和 7 年度			令和 6 年度		
		エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポ ジャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	株式等	671	873	34	667	667	26
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	上記以外	33,787	69,349	2,773	32,947	68,480	2,739
	（うち重要な出資のエクスポ ジャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資等 及びその他外部 T L A C 関連調達 手段に該当するもの以外のものに 係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち農林中央金庫の対象資本 調達手段に係るエクスポージャー）	23,242	58,105	2,324	23,242	58,105	2,324
	（うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエクスポ ージャー）	465	1,164	46	446	1,115	44
	（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有している 他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポ ージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の 十を超える議決権を保有していな い他の金融機関等に係るその他外 部 TLAC 関連調達手段に係るエク スポージャー）	-	-	-	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポージャー）	10,079	10,079	403	9,259	9,259	370
	証券化	-	-	-	-	-	-
	（うち S T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（短期 S T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-
	（うち S T C ・不良債権証券化適用 対象外分）	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-	-	-	-
	（うちマンドレート方式）	-	-	-	-	-	-

				令和 7 年度			令和 6 年度				
				エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
			(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-	-	-	-		
			(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-	-	-	-		
			(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-		
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-	-	-	-	-		
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		434,005	146,757	5,870	442,040	148,516	5,940			
	CVAリスク相当額÷8% (簡便法)		-	-	-	-	-	-			
	中央清算期間関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-			
	合計 (信用リスク・アセットの額)				434,005	146,757	5,870	442,040	148,516	5,940	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞				オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で 除して得た額 a		オペレーショナル・ リスク相当額を 8%で 除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%			
				4,992		199		5,096		203	
所要自己資本額				リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等 (分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
				151,750		6,070		153,612		6,144	

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和 7 年度	令和 6 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	4,992	5,096
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	199	203
B I	3,328	3,397
B I C	399	407

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 11）をご参照ください。

（注）単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和7年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	434,005	56,827	4,097	-	278	442,040	52,608	3,198	-	324
	国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		434,005	56,827	4,097	-	278	442,040	52,608	3,198	-	324
法人	農業	73	73	-	-	-	63	63	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	25	25	-	-	-	24	24	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	323	223	100	-	56	337	237	100	-	56
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,201	-	1,201	-	-	1,301	-	1,301	-	-
	運輸・通信業	901	-	901	-	-	901	-	901	-	-
	金融・保険業	337,770	-	100	-	-	351,758	-	300	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	144	44	100	-	-	150	50	100	-	-
	日本国政府・地方公共団体	7,288	5,594	1,693	-	-	3,122	2,628	494	-	-
	上記以外	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-
個人		50,849	50,849	-	-	222	49,605	49,605	-	-	267
その他		35,410	0	-	-	-	34,775	-	-	-	-
業種別残高計		434,005	56,827	4,097	-	278	442,040	52,608	3,198	-	324
	1年以下	338,397	627	99	-	/	352,378	620	300	-	/
	1年超3年以下	1,366	865	501	-	/	1,271	870	400	-	/
	3年超5年以下	2,553	1,852	700	-	/	2,000	1,699	300	-	/
	5年超7年以下	1,762	1,562	200	-	/	2,139	1,939	200	-	/
	7年超10年以下	6,153	5,354	799	-	/	3,591	3,391	200	-	/
	10年超	47,559	45,764	1,795	-	/	44,957	43,162	1,795	-	/
	期限の定めのないもの	36,210	800	-	-	/	35,701	925	-	-	/
残存期間別残高計		434,005	56,827	4,097	-	/	442,040	52,608	3,198	-	/

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信

- 相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
 - 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、
業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 7 年度						令和 6 年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金		108	78	-	108	78		135	108	-	135	108	
個別貸倒引当金		160	143	-	160	143		177	160	-	177	160	
	国 内	160	143	-	160	143		177	160	-	177	160	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	160	143	-	160	143		177	160	-	177	160	
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	56	56	-	56	56	-	58	56	-	58	56	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		103	87	-	103	87	-	119	103	-	119	103	-
業種別計		160	143	-	160	143	-	177	160	-	177	160	-

④ 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	$F (=E / (C + D))$
現金	0	666	—	666	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,693	—	1,693	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	5,594	—	5,594	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	337,670	—	337,670	—	67,534	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	2,403	—	2,403	—	871	36
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,222	1,496	2,480	150	634	24
（うちトランザクター向け）	45	—	744	—	74	33	45
不動産関連向け	20～150	7,789	—	7,703	—	3,456	45
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	6,518	—	6,498	—	2,735	42
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,270	—	1,205	—	720	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	120	—	19	—	22	111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	14	—	14	—	14	100
取立未済手形	20	282	—	282	—	56	20
信用保証協会等による保証付	0～10	39,792	—	39,455	—	3,945	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
株式等	250～400	671	—	671		873	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	33,787	—	33,787	—	69,349	205
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	23,242	—	23,242	—	58,105	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	465	—	465	—	1,164	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	10,079	—	10,079	—	10,079	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					146,757	

[令和6年度]

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	$F (=E/(C+D))$
現金	0	887	—	887	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	494	—	494	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	2,628	—	2,628	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	351,457	—	351,457	—	70,291	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	2,704	—	2,704	—	1,021	38
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,697	1,552	2,814	156	725	24
（うちトランザクター向け）	45	—	612	—	61	27	45
不動産関連向け	20～150	7,945	—	7,851	—	3,462	44
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	6,478	—	6,450	—	2,624	41
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,467	—	1,401	—	837	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	147	—	31	—	33	103
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	16	—	16	—	16	100
取立未済手形	20	271	—	271	—	54	20
信用保証協会等による保証付	0～10	37,858	—	37,640	—	3,764	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均 値 (%)
		オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	オン・バ ランス資 産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リス ク・アセ ットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
株式等	250～400	667	—	667		667	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	32,947	—	32,947	—	68,480	208
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	23,242	—	23,242	—	58,105	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	446	—	446	—	1,115	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	9,259	—	9,259	—	9,259	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					148,516	

⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および

信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,693		-		-		-		-		-	1,693			
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-	-			
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-	-			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	5,594		-		-		-		-		-	-	5,594		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-	-	-		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	337,670		-		-		-		-		-	-	-	337,670	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-	-	-	-	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,100		1,302		-		-		-		-	-	-	-	2,403
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-	-	-	-	-
	100%			150%			250%			400%			その他	合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-	-	
株式等	-			-			671			-			-	671	
	45%			75%			100%			その他			合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	74			160			7			2,389			2,631		
（うちトランザクター向け）	74			-			-			-			74		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	413	-	-	-	309	-	-	-	-	-	2,493	3,281	6,498		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	1,201	-	-	-	-	4	1,205			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-		-		-		-		-		-	-			
	60%				その他				合計						
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-				-				-						
	100%				150%				その他				合計		
不動産関連向け うちＡＤＣ向け	-				-				-				-		
	50%			100%			150%			その他			合計		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3			8			8			0			19		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			14			-			-			14		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	666		-		-		-		-		666				
取立未済手形	-		-		282		-		-		282				
信用保証協会等による保証付	-		39,451		0		0		3		39,455				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-				
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-				

[令和6年度]

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	494												494			
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	2,628													2,628		
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
地方公共団体金融機構向け																
我が国の政府関係機関向け																
地方三公社向け																
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他	合計		
国際開発銀行向け																
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	351,457														351,457	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）																
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け																
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	1,100		1,603													2,704
（うち特定貸付債権向け）																
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等																
株式等							667								667	
	45%				75%				100%				その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	61				176				6				2,727			2,971
（うちトランザクター向け）	61															61
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	492				366						2,294	3,296	6,450			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け						1,395					5	1,401				
	70%			90%			110%			112.50%			150%		その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け																
	60%					その他					合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け																
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちADC向け																
	50%				100%				150%				その他		合計	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	11				6				14						31	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					16										16	
	0%			10%			20%			100%			その他		合計	
現金	887														887	
取立未済手形							271								271	
信用保証協会等による保証付				37,637						0			2		37,640	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
共済約款貸付																

⑥ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	393,977	-	-	392,758	402,502	-	-	401,241
40%～70%	2,579	744	10%	2,617	3,079	612	10%	3,108
75%	2,593	710	10%	2,654	2,397	892	10%	2,470
80%	0	0	11%	0	-	0	11%	0
85%	63	-	-	63	84	-	-	84
90%～100%	29	1	10%	29	28	1	10%	28
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	8	-	-	8	14	-	-	14
250%	671	-	-	671	667	-	-	667
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	0	40	10%	4	0	45	10%	5
合計	399,922	1,496	10%	398,807	408,774	1,552	10%	407,620

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 76）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和7年度			令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	262	2,053	-	227	2,408	-
自己居住用不動産等向け	-	3,662	-	-	3,756	-
賃貸用不動産向け	4	-	-	5	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合計	266	5,715	-	233	6,164	-

（注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項

CVA リスクを算出すべき派生商品の取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 78）をご参照ください。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 79）をご参照ください。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和7年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	23,915	23,915	23,911	23,911
合計	23,915	23,915	23,911	23,911

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和7年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和7年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 80）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	-	-	-	-
2	下方パラレルシフト	1,047	694	332	258
3	スティープ化	26	158		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,047	694	332	258
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	28,179		27,460	

<開示項目対比掲載ページ>

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	22
2	理事及び監事の氏名及び役職名	25
3	会計監査人の氏名又は名称	48
4	事務所の名称及び所在地	26
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	27
6	主要な業務の内容	14
7	事業の概況	2
8	直近 5 事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	49
9	直近 2 事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	51
10	リスク管理の体制	11
11	法令遵守の体制	12
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12
14	直近 2 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	28
15	直近 2 事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	54
16	元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	54
17	直近 2 事業年度の自己資本の充実の状況	62
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	56
19	直近 2 事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	54
20	直近 2 事業年度の貸出金償却の額	55
21	法第37条の 2 第 3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	48

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	82
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	82
3	事業の概況	83
4	直近5連結事業年度の連結ベースでの業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 連結自己資本比率	83
5	直近2連結事業年度の連結ベースでの貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	84
6	直近2連結事業年度の債権に係る事項 (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	105
7	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	106
8	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	106

ディスクロージャー誌
DISCLOSURE
JA は安全・安心経営です



兵庫みらい農業協同組合
〒679-0188 加西市玉野町 1156 番地の1
TEL 0790-47-1255(代表)
URL <https://www.hyogomirai.com>
e-mail mri.info@jamaill.hyogo.jp